

議長	副議長	局長	次長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	令和元年6月25日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時07分
場 所	第3委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	秋元委員長、前田副委員長、千葉・高木・林下・小貫 各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

過日開催されました、当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき委員長に就任させていただきました、秋元でございます。もとより微力ではございますが、副委員長を初め委員各位並びに説明員各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、副委員長には前田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

改選により委員の構成が変わっておりますので、部局ごとに説明員の紹介をお願い申し上げます。

(説明員紹介)

○委員長

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高木委員、小貫委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成 31 年度既存借上住宅に係る事業者募集について」

○（建設）大門主幹

平成 31 年度既存借上住宅に係る事業者募集について報告いたします。

この既存借上住宅制度は、子育て世帯が少ない負担で利便性の高い町なかに住むことができるように、民間事業者等が有する既存の賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げて転貸するものとして、平成 29 年度に開始したものでございます。

しかし、制度開始以来、応募実績としまして、平成 29 年度は 1 件 4 戸、平成 30 年度はゼロ件という低調な状況であったため、市で検討した結果、平成 31 年度は最小借り上げ戸数要件を 4 戸から 3 戸に緩和。また、木造住宅については、募集できる住宅要件を築後経過年数 10 年以内から 15 年以内に緩和したものでございます。

平成 31 年度の事業者募集は、当初平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 3 日までの予定で行っていましたが、応募がゼロ件であったことから募集期間を 7 月 1 日まで延長したところでございますが、6 月 24 日現在で応募はゼロ件という状況でございます。

この制度は平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、子育て世帯向け住宅として 30 戸を確保する予定でスタートしました。しかし、現在までこの制度で借り上げた戸数は 4 戸しかいないため、今後につきましては、現行の既存借上住宅制度の見直しを行うとともに、他の子育て向け世帯住宅供給の方法も検討してまいりたいと考えております。

○委員長

「第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定経過について」

○（建設）半田主幹

第 2 次小樽市都市計画マスタープランの策定経過について報告いたします。

資料の 1 ページをごらんください。まず、都市計画マスタープランは、都市計画の基本的方針を示すものであり、現行計画が計画期間の最終年度を迎えることから、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、総合計画の基本構想との整合を図ることを見直し方針として改定を進めております。

第 2 次小樽市都市計画マスタープランの計画期間は 2020 年から 39 年までの 20 年間であります。将来都市像につきましては、総合計画と共有しており、主要の構成は、序章第 1 章と全体構想、地域別構想から構成しております。策定に当たりましては、原案作成のため、学識経験者、住民の代表などから構成された策定委員会を設置しており

ます。

今後の策定スケジュールにつきましては、策定委員会を3回開催し、都市計画審議会へ諮問し、年度末には内容を公表いたしまして、策定を完了させたいと考えてございます。

次に、2ページをごらんください。これまで策定委員会に諮りました素案などの内容を要約したものでございます。1回目の委員会では、人口の推移や人口推計のほか空き家、空き地の現状などの社会情勢について、第2回では、社会情勢から生ずる課題を踏まえた都市計画マスタープランの方向性などについて審議いただいております。

次のまちづくりの基本的考え方以降の項目が、第3回と第4回策定委員会の内容となっております。

まず、まちづくりの基本的考え方では、総合計画との整合を図り、人口減少などにしなやかに適応して持続可能な発展を図るなどとしております。

次に、基本目標の「活力と魅力あふれるまちづくり」では、にぎわいのある中心市街地の形成など活力を生み出すまちづくりを目指すものであります。

次の、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」は、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、安全で暮らしやすいまちづくりが目標でございます。

次の、「自然を大切にし歴史・文化を育むまちづくり」は、引き続き取り組むべき目標として、現行計画のままとしております。

最後の「持続可能で効率的なまちづくり」は、快適な都市生活を持続可能とする効率的なまちづくりを目指すものでございます。

次に、各部門別方針につきましては、基本目標の実現のための定義・方針を示すもので、土地利用の方針では、市街化区域の範囲は現状維持を基本とすること、土地の高度利用や低未利用地の有効活用を進めることなどを位置づけてございます。

交通の方針では、新幹線などの広域交通ネットワークの確立や地域公共交通網の形成を図ることなどを位置づけてございます。

緑の方針は、公園緑地等と自然環境に関する方針を設定しております。まず、公園緑地等の方針では、施設の再整備などについて位置づけております。

次に、自然環境に関する方針では自然環境を保全し、次世代に継承していくこととしております。

生活環境の方針は、住宅・住環境、人に優しい空間、その他の都市施設の方針の三つを設定しております。

住宅・住環境の方針では、子供を産み育てやすく快適に住み続けられる住環境の形成や空き家対策の実施などを位置づけております。

次の人に優しい空間の方針では、公共施設等のバリアフリー化の促進について、次のその他の都市施設の方針では、下水道施設などについて延命化を図ることなどを位置づけております。

次の都市景観の方針では、自然景観、歴史景観、歴史的建造物の保全等に努めるとしております。

都市防災の方針では、大規模な自然災害が全国で発生していることから、避難所などの防災拠点の耐震化や機能強化を図るとしております。

ページの一番下でございます地域別構想につきましては、各地域の整備方針などを全体構想などにに基づき作成し、今回の策定委員会に素案を諮ってまいる予定でございます。

次に、5月18日に開催いたしました地域別懇談会の概要につきまして報告いたします。資料の3ページをごらんください。

地域別懇談会は、地域別構想策定に当たり地域の方の意向を把握するため開催したもので、当日は52名の方に地域の宝物とこれをどのようにして引き継いでいくのかをテーマとして、地域ごとにグループに分かれ意見交換していただきました。

まず、地域の宝物につきましては、自然景観や歴史文化に関するものなどがあり、これらを引き継いでいくために必要なことについては、保全や活用のほか既存施設の再整備などの意見をいただいております。また、参加者の方には調査票を配布し、手を加えればよくなることなどについて記入していただいております。主なものは公園や河川に関する意見でありました。今後、地域に望むことでは、食べ物や日用品を扱う店舗について、魅力的なまちにするためのアイデアでは、遺跡の認知度を上げることや人口推計を踏まえるとコンパクトシティ化が不可欠、との意見もございました。

寄せられた御意見につきましては、趣旨を十分に踏まえながら総合計画や都市計画マスタープランの方向性との整合性について検討の上、内容に応じて地域別構想の地域づくりの目標や方針などに生かしてまいりたいと考えております。

○委員長

「一般国道 5 号塩谷防災事業の進捗状況等について」

○（建設）水上主幹

一般国道 5 号塩谷防災事業の進捗状況等について報告いたします。

塩谷防災は、平成 23 年度に事業着手された、北海道開発局による国道 5 号の防災対策事業であり、桃内地区から塩谷地区を結ぶ区間の斜面崩壊の進行等に対応するため、道路の安全な通行の確保を目的とし、延長約 1.5 キロメートルの新国道ルートを築造するものであります。

資料左下に示す経費等の中に、平成 23 年度以降、北海道開発局による測量・設計等と並行して、関係町会や土地所有者に対する説明会を開催いたしました。用地買収を平成 25 年度から平成 28 年度まで行い、平成 27 年度から工事着手し、トンネル前後箇所における国道の造成やトンネル掘削及び掘削後の地山をコンクリートで被覆するトンネル掘削巻立工を実施しております。今年度は、測量設計及びトンネル掘削巻立工を行うと聞いております。

なお、開通時期につきましては、完成に向けた円滑な事業実施のめどが整った段階で確定予定と聞いているところです。

○委員長

「雪対策基本計画の策定について」

○（建設）建設事業室主幹

小樽市雪対策基本計画の策定について報告いたします。

冬の安心で安全な市民生活を支えるために小樽市雪対策基本計画の策定を行います。策定に当たっては、学識経験者、交通事業者等で構成する懇話会と町会の代表者で構成する分科会を組織し、多様化するライフスタイル、市民ニーズを把握し、課題等を整理、体系化を図り、将来における雪対策のあるべき姿と方向性を検討してまいりたいと考えております。また、国、北海道の道路管理者とも情報共有等を図りながら計画の策定を進めてまいります。

計画を策定する進め方につきましては、懇話会、分科会を 5 回程度開催し、小樽市が策定する雪対策基本計画の素案を作成、パブリックコメントを経て、来年度の 6 月には計画の策定を目指してまいりたいと考えております。

○委員長

「貸出ダンプ制度について」

○（建設）建設事業室主幹

貸出ダンプ制度について、平成 30 年度の利用状況及びことしの 4 月に実施したアンケート調査の概要を報告いたします。

まず、平成 30 年度の利用状況についてですが、表 1 の右側をごらんください。1 月 13 日から 3 月 13 日のうち 59 日間で実施しています。242 団体の申し込みの申請があり、年 2 回以内の利用ですが、申し込みの延べ数では、387 団体のうち少雪の影響等もあり 299 団体が制度を実際に利用しています。排雪の合計は 11 万 4,000 立方メートル

ルとなっております。市が派遣したダンプの総台数は1,323台となっております。昨年の状況と比較すると、排雪量、派遣したダンプの台数ともに約3割減の状況となっております。

次に、4月に実施したアンケート調査について概要を報告します。

貸出ダンプ制度は、昭和54年度から実施している市民の皆様との協働事業であります。近年の制度変更や地域の事情を踏まえ、今後の制度のあり方について改めて検討が必要であることから、利用状況を把握するためにアンケート調査を実施したものです。

表-2をごらんください。アンケートは2種類あり、一つは、平成30年度の利用団体を対象にしたものであり、242団体に対し、アンケートに御協力いただいた団体が160団体であり、回収率が66%となっております。

二つ目は、平成27年から平成29年度に利用していたが平成30年度に利用していない団体に対して、貸出ダンプ制度の利用をやめた理由を伺うため、対象となる82団体に対しアンケート調査を行いました。回収率は20%にとどまっております。

図-1をごらんください。制度を利用されている団体の規模としましては、20戸未満の団体が全体の約7割を占めております。

図-2をごらんください。抽せんによる利用日の決定方法については、約9割の団体が不満のない状況となっております。

2ページ目の図-3、4をごらんください。裏面になります。転回場については約8割の団体が利用しており、5割の団体が転回場は1カ所ですと、4割の団体が2カ所以上の転回場を利用したいとの御意見でした。

図-5をごらんください。平成27年から29年度に利用していたが平成30年度に利用しない団体を対象としたアンケートでは、利用しなくなった理由としては、制度変更によるものが31%、利用負担が難しいものが19%、積み込み業者と契約金額が合わなかったものが19%との割合となっております。

そのほかアンケートの自由記入欄には、貸出ダンプ制度は今後も続けてほしいとの意見が多い状況でした。また、貸出ダンプ制度のほかに積み込み機械の貸し出しを検討してほしい、札幌市のパートナーシップ制度のように除雪ステーションで生活道路を排雪してほしいなどの御意見もいただいております。

貸出ダンプ制度の見直しについて、今後の進め方ですが、今回のアンケート結果を雪対策基本計画策定にかかわる懇話会、分科会などで報告し、皆様からの御意見を伺いながら、貸出ダンプ制度のあり方や見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○委員長

「昨年度の除排雪状況、今年度の除排雪計画策定に係る検討事項について」

○（建設）維持課長

昨年度の除排雪状況及び今年度の除排雪計画策定に係る検討事項について報告させていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、昨年度の除排雪状況のうち、「1. 気象状況」についてです。3月31日の年度末までの比較となりますが、③の平成30年度は①の標準値と比較しましても、累計降雪量、最深積雪深、累積積雪深が、それぞれ208センチメートル、10センチメートル、3,211センチメートル少ない比較的穏やかな気象で推移したシーズンとなりました。

次に、「2. 除雪費の決算見込み」についてです。平成30年度は除雪費全体で14億6,800万円の見込みであり、第3回定例会補正後の予算15億5,000万円に対して、8,200万円の不用額が生じる見込みとなりました。

次に、「3. 市民の声」についてです。平成30年度は全体で1,532件の声をいただきましたが、29年度に比べ対前年度比で総数では0.6、排雪依頼では0.28と市民の声が少ないシーズンとなりました。

次に、今年度の除排雪計画策定に係る検討事項についてです。

一つ目は市内の雪対策体制の強化です。除雪対策本部については、昨年度よりも14日早い11月1日から設置し、

11月上旬からの除雪作業等に対応できる体制を整えたいと考えております。また、昨年度に引き続き雪対策庁内会議を定期的開催することで、庁内の雪対策体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

二つ目は、雪堆積場の確保について、裏面の資料をごらんください。今年度は昨年度まで借用していた図面右下の銭函3丁目民間所有地の雪堆積場が利用できない見込みであり、また、その下に記載しています銭函2丁目の民間所有地も交渉の結果、借用が不可となったため、その他の新たな雪堆積場の確保に向けて現在検討を進めているところであります。

図面左上に記載していますが、大雪時においては、銭函地域で最大約20万立方メートルの排雪の受入れ量が想定されることから、特に一般国道5号の海側に排雪の受け入れができる一定容量の雪堆積場の確保が必要であると考えております。このため、図の右側に記載の「(1) 銭函3丁目国有地」、「(2) 札幌市雪堆積場(共同利用)」、「(3) 銭函4丁目市有地」及び「(4) 銭函浄水場の受入容量拡大」の四つの候補地について、現在検討、交渉を進めている状況であります。

三つ目は、安定的な除排雪体制の持続についてです。昨年度の業務の遂行を振り返って改善すべき点については、歩道除雪作業の円滑化であると考えております。このため今年度の小樽市共同企業体除雪業務の入札にかかわる再委託の範囲について、現行の凍結路面対策工のみから歩道除雪工も認めていくことで、歩道除雪機械の突発的な故障時においてもステーション間での相互に作業を支援できるなど、より安定的な除排雪の作業体制が持続できるものと考えております。

○委員長

「小樽市地域公共交通網形成計画について」

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

小樽市地域公共交通網形成計画について説明いたします。

平成31年第1回定例会の建設常任委員会において、本計画素案の説明をいたしました。この素案につきまして平成31年3月27日から4月26日の間パブリックコメントを実施いたしました。お二人から21件の意見が提出され、2点について素案の修正を行いましたので報告いたします。

資料をごらんください。左側に修正前の記載内容、右側に修正後を記載しております。

一つ目は、40ページに記載がありました図3-15、自動車保有台数の推移を示すグラフにおきまして、記載されています出典もとにつきましては、詳細に記載することでよりわかりやすくなることから、「北海道運輸局」から「一般社団法人北海道陸運協会北海道自動車統計」に修正いたしました。

二つ目につきましては、78ページの課題3に記載があります「運行効率の向上と効率的な公共交通の運行」との記載を、修正前の文章では「運行効率の向上」と「効率的な公共交通の運行」が重複した表現となっているため「効率的な公共交通の運行」に修正いたしました。

素案に対しまして、以上、2点の修正をし、さらに一部字句の修正等した上で本計画といたしました。

○委員長

「新幹線建設工事に伴う発生土の受入候補地について」

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

新幹線建設工事に伴う発生土の受入候補地について報告いたします。

北海道新幹線の札幌までの対応は、国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより、本市においても活力あふれる地域社会を創設し、大きな経済効果をもたらすものであることから、この効果をより早く発現させるために早期完成を目指す必要があります。しかしながら、新幹線建設工事に伴うトンネル掘削土砂の受け入れ地確保が不十分であることから、本市といたしましても、新幹線の整備推進の立場で、環境面に配慮した上で可能な範囲で協力することとしております。

それでは資料をごらんください。「1受入候補地の概要」についてですが、場所は塩谷4丁目の市有地であり、旧一般廃棄物最終処分場に隣接しております。候補面積は約4万8,000平方メートルであり、ここに要対策土を含むトンネル掘削土砂を受け入れるため鉄道・運輸機構に事前に調査をさせたいと考えております。

なお、当該地の受け入れ可能な面積及び土量につきましては、鉄道・運輸機構の事前調査における測量等の後に明確になるものであります。

次に、「2受入開始までの流れ」についてですが、①として、今期定例会終了後に鉄道・運輸機構に対し、当該地について発生土の受入候補地として事前の環境調査等に立ち入ることを認める旨、文書にて通知します。次に②、事前の調査に先立って周辺住民や漁業関係者への説明が行われます。その後③、事前調査等を実施しますが、約9カ月から1年程度の時間を要すると聞いております。④で調査等の結果をもとに、当該地について受入地としての適否を判断し、適地となった場合には、⑤の詳細説明が関係者等に行われます。その後⑥、詳細説明での了承が得られれば、⑦、市と機構による受け入れに関する協定を締結し、その後⑧、受入準備工事に着手し、完成の後に、⑨受入開始となります。

受入地としての適否は事前調査等を実施した後でなければわかりませんが、受入地になることを前提として手続を進めることといたしたいので報告するものであります。

○委員長

「株式会社アール・アイ貸付金の未済について」

○（建設）庶務課長

株式会社アール・アイ貸付金の未済について報告いたします。

株式会社アール・アイは、稲北地区再開発事業の実施に際し、保留床を取得及び管理運営を目的に、平成7年当該地区の権利者により設立された法人であります。当社に対しましては、商業施設がオープンした平成10年度から、現住宅金融支援機構の保留床取得費用への融資に協調する形で毎年貸し付けを行ってきたところです。平成30年度貸付金である8,400万円と、その利息につきましては、本来であれば平成31年3月29日をもって市に返済し、翌4月、新たに平成31年度貸付金として総額を貸し付ける予定でありましたが、本年2月に一部テナントが撤退したことなどにより、予定していた家賃収入が見込めなくなったことから、本日現在で返済がなされていない状況にあります。

株式会社アール・アイと平成30年度貸付金の返済について協議を重ねておりますが、現在、同社は新規テナントの誘致に向けて企業等との調整を継続しているとのことから、その交渉状況を踏まえ、市からの貸付金返済について、引き続き協議してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽築港駅周辺地区における交差点交通量等調査の実施について」

○（建設）都市計画課長

小樽築港駅周辺地区における交差点交通量等調査の実施について報告させていただきます。

まず「1調査の目的等」でございますが、平成30年第1回定例会、一般質問における市長答弁に関連しまして、市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点及び市道機関庫前通線と市道築港2号線の交差点における現況の交通状況を把握するため、両交差点の方向別、車種別の交通量調査などを直営で実施しております。調査は、平日、休日の各1日、朝7時から19時までの12時間、平日は令和元年5月15日水曜日、休日は5月12日日曜日に実施しております。

次に、「2調査地点及び結果」でございますが、資料の図右側が札幌方面、左側が余市方面、上が北側になっております。丸で表示している交差点において調査を行っております。調査結果につきましては、整理、解析中でございます。今回については、各交差点の矢印で表示されております①から⑦の付近の両方向の合計の交通量である

断面交通量のみ報告させていただきたいと思っております。

結果といたしましては、表示のとおり築港海岸通線の交通量が多い状況となっておりますが、断面交通量からわかる交通の特徴といたしましては、①③の築港海岸通線と④の市管理道路は休日のほうが交通量が多く、それぞれ平日の約1.4倍となっており、ウイングベイ小樽などの地区内の商業施設利用者の交通が関係しているものと考えられます。また、反対に②⑦の築港2号線と⑤⑥の機関庫前通線は、平日のほうが交通量が多く、それぞれ休日の約1.1倍から1.2倍となっており、病院利用者などによる交通が関係しているものと考えられます。

最後になりますが、「3今後について」でございますが、調査結果を整理、解析の上、庁内関係部局や関係機関と協議を行うなど、今後の対策について検討してまいりたいと考えております。

○委員長

「(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョン策定スケジュールの変更について」

○(水道)総務課長

(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョン策定スケジュールの変更について、説明申し上げます。

まず、「1概要」についてですが、平成21年度に策定いたしました現行の小樽市上下水道ビジョンの計画期間が平成30年度で終了となるため、水道局では(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョンの策定作業を進めております。この間、上位計画に当たる第7次小樽市総合計画のスケジュール変更や北海道胆振東部地震の発生により新たな課題の検討が必要になったことから、完成を当初の予定から半年延ばし本年9月とすることを、平成30年第4回定例会で報告しておりましたが、さらに策定作業におくれが生じていることから完成を12月に変更するものです。

次に、「2作業が遅れている項目及び原因」についてですが、まず、ビジョンの柱となります財政計画のおくれにつきましては、色内ふ頭護岸改修工事の事業費が当初約35億円と試算していたものが約59億円に変更となり、更新計画を見直したことや、それ以外の上下水道事業に係る更新計画と維持管理計画の整合性を図ることに時間を要し、さらには全体の調整、具体的には建設事業の財源となります企業債の借入れ条件の整理などに時間を要していることが原因でございます。

次に、総務省から策定を求められております経営戦略につきましては、財政計画と大きくかわるものであるため、策定がおくれている状況でございます。

次に、「3現時点で一定程度作業を終えている項目」についてですが、財政計画を含む経営戦略以外の部分、これは草案として第1回定例会の建設常任委員会で報告しているものでございます。

次に、「成果指標」と「施設の更新計画及び維持管理計画策定に当たっての考え方」につきましては、後ほど詳しく報告させていただきます。

次に、「4現時点での見通し」についてですが、まず、資金の見通しにつきましては上下水道ともに令和10年度までの計画期間内に資金不足は生じず、一定程度の余裕が見込まれます。

次に、料金改定の見通しにつきましては、一つ目として、上下水道ともに基本水量、基本料金の見直し検討に着手すること。二つ目として、今後は定期的に料金を見直すことについて検討すること。この2点を(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョンに掲載していきたいと考えております。

最後に、「5今後のスケジュール」についてですが、令和元年8月には上下水道の経営について、広く市民の方々の御意見を反映することを目的に設置している経営懇話会に素案を提示し、9月には同じく素案を議会に提示、10月にパブリックコメントを実施した上で、11月に経営懇話会に原案を提示、そして12月に最終案を議会に提示し完成としたいと考えております。

なお、現在の予定との対比につきましては、別紙を添付しておりますので、御確認ください。

○委員長

「(仮称)第2次小樽市上下水道ビジョンにおける成果指標について」

○（水道）主幹

（仮称）第2次小樽市上下水道ビジョンにおける成果指標について、お手元の資料で説明をさせていただきます。この資料は前回の建設常任委員会の中で、第2次小樽市上下水道ビジョンの草案をお示ししましたが、その概要を整理したものでございます。

1ページ目から4ページ目までは省略させていただき、5ページをごらんください。

「実現方策の取組項目」の下に表がありますが、この見方といたしましては、「1安全な水の供給」を例にとると、これが4ページでは左側の経営方針になり、5ページの網がかかっている部分に記載している安全で良質な水の供給というのが4ページ真ん中の具体的施策になります。また、5ページの①②③の番号で記載しているものが4ページ右側の実現方策になりまして、番号の中に表示されているものが、それぞれの実現方策における取組項目になります。

前回の委員会では、これらの取組項目と成果指標名までは提示させていただきましたが、今回はそれぞれの指標における計画期間内の目標値の設定をいたしましたので、その内容について説明させていただきます。

まず、「経営方針1安全な水の供給」の実現方策といたしましては、「①信頼性の高い水質検査体制の維持」、「②水質管理の強化」、「③給水装置などの適正管理」がございまして、①と③の取組項目の中で二重丸が1カ所ずつございまして、一つは水質分析機器の整備更新、もう一つは小規模貯水槽の適正管理についての周知及び指導助言になりますが、これらの取組項目に関する成果指標が、その下に記載しているものになります。

指標「水質分析機器の整備更新率」では、下に米印がありますが、機器の全体数52基に対し、ビジョンの計画期間の10年間で25基の更新を目標としております。

6ページをごらんください。「経営方針3上下水道機能の維持・強化」の中の水道施設の実現方策といたしましては、「①適正な施設の維持管理」、「②老朽施設の延命化と効果的な改築・更新」、「③災害に強い水道の構築」、「④水道施設の効率化・最適化」になりますが、①②③の中の取組項目で、二重丸が1カ所ずつございまして、その成果指標が6ページ下に記載しているものになります。

指標「配水池清掃実施率」では、市内には30カ所以上の配水池がございまして、清掃が必要な配水池の総容量3万6,400立方メートルに対し、10年間で2万2,840立方メートル分の清掃を目標としております。

次に、その下の指標「導送配水管路更新計画進捗率」では、法定耐用年数の40年を経過した管路延長153.6キロメートルに対し、10年間で34.3キロメートルの更新を目標としており、さらにその下の指標「水道設備更新計画進捗率」では、水道設備総数242基に対し10年間で138基の更新を目標としております。

7ページをごらんください。下水道施設につきましても、水道施設と同様の実現方策となっておりますが、取組項目の成果指標は下に記載しているものになります。

指標「下水道設備更新計画進捗率」では、下水道設備総数699基に対し10年間で184基の更新を目標としており、その下の指標「下水道管路点検率」では、下水道管路の総延長631キロメートルに対し10年間で84.1キロメートルの点検を目標としております。

続きまして、7ページ下の「経営方針4経営基盤の強化」の実現方策といたしましては、「①収入の確保」、「②経費の節減」になりますが、それぞれの実現方策における取組項目の成果指標が、次の8ページの上段になります。

指標「水道料金、下水道使用料の収納率」では、両方とも現在99.3%と高い収納率となっておりますが、計画期間内は各年度、この収納率を維持することを目標としております。

続きまして、8ページ下の「経営方針5お客様の視点に立った事業経営」の実現方策、「①わかりやすい情報の提供」の成果指標は下の「情報提供に満足している市民の割合」になります。これは、水道局が平成30年度に実施したアンケートでは91.6%と高い割合になっておりますが、計画期間内は各年度、この割合を維持することを目標

としております。

11 ページをごらんください。これら成果指標を含めた取り組み項目につきましては、水道局内に業務改善検討会議を設置して、進捗状況を適切に管理していきたいと考えております。

○委員長

「上下水道施設の更新計画と維持管理計画の策定に当たっての考え方について」

○（水道）次長

それでは財政計画策定に当たりまして、上下水道施設の更新計画、維持管理計画の基本的な考え方について説明申し上げます。

資料は上水道と下水道とそれぞれ作成しており、両方とも基本的な考え方は同じものですから、上水道施設の更新計画、維持管理計画の策定に当たってを中心に説明をさせていただきます。表紙をめくっていただき、裏の目次をごらんください。

まず、「はじめに」ということで、市政の発展とともに水需要の増加にあわせて拡張してきた施設整備から、人口減少や社会経済情勢の変化に伴い老朽施設の更新、機能維持に方向が変わってきたこと。今後増加が見込まれる更新需要に対し、財政収支の見通しとあわせた長期的な視点に立って計画を立案しなければならないこと。そのためには、対象となる施設の洗い出しを行い、50 年先までの更新需要、維持管理費の見通しを立てつつ事業の平準化を行い、将来の財政収支見通しは現在策定中ではありますが、これを踏まえ更新計画、維持管理計画の策定を進めることとしております。

「2. 計画の対象となる水道施設」ということで、更新が必要な水道施設の洗い出しを行っております。主な施設としては、浄水場 3 カ所、ポンプ所が 13 カ所、配水池が 35 カ所、水道管路については約 617 キロメートルとなっております。

「3. 水道施設の更新基準」では、施設の更新時期について、法定耐用年数、これは簡単にいうと水道の事業会計処理上で使っている耐用年数ですが、定期的な点検整備や日々の修繕を行うことにより、ある程度の施設の延命化が図られていることから、これまでの実績、経験などを加味した目標耐用年数を設定してございます。基本的には、この目標耐用年数を基準として施設の重要度、日々の点検結果による劣化の状況を参考に更新順位を決定することとしております。

「4. 更新需要の見通し」につきましては、この目標耐用年数で更新した場合の費用を、過去に施設を更新した際の投資額を基準年度の費用に換算し、さらに施設のダウンサイジングや統廃合、管路の更新延長などを調整し、事業の平準化を図るものであります。その結果として、上水道では 50 年間で約 835 億円、下水道で 825 億円の経費削減が見込まれております。

「5. 更新計画」では、「4. 更新需要の見通し」で示した更新需要のシミュレーションをもとに試算した、今後 30 年間の財政収支計画を踏まえ、次期ビジョンの計画期間である令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間の更新計画を策定することとしています。10 年間の事業費は、上水道で約 126 億円、下水道で 166 億円と見込んでいるところです。

「6. 維持管理計画」につきましては、この更新計画を着実に進めるため施設の適切な維持管理を行う必要があることから、機器の稼働頻度、運転状況などを考慮して、一定期間ごとに点検整備を行うこととしております。

○委員長

「型式の承認が失効した水道メーターの設置について」

○（水道）業務課長

型式の承認が失効したメーターの設置について、資料に沿って報告いたします。

「1. 概要」としましては、水道メーターは計量法で有効期間が 8 年と定められている特定計量器で、本市でも

該当する水道メーターは有効期間内に交換を行っています。このたび 5 月 31 日に納品された水道メーターが製造事業者における型式の承認が失効した水道メーターであったために、特定計量器として使用することができないものであります。当該水道メーターを使用して 5 月 31 日から 6 月 10 日までの間に約 800 個が交換されており、適正メーターが納品され次第、早急に交換するよう現在作業中であります。

「2. 型式の承認とは」、計量法第 76 条に規定されている「製造事業者がその型式ごとに経済産業大臣に承認を受けることで、構造及び器差の検定を全数行うかわりに同一型式の構造を試験・評価することで構造検定を合格とみなす」という制度で、承認日から 10 年間の有効期間が定められています。

「3. 経過」として、6 月 10 日に水道メーターの納入業者から、型式承認の有効期間が経過していたことに気づかず、失効された型式の承認番号で製造し検定を受けた水道メーターを本市に納入したと連絡がありました。本市では契約の際、仕様書で計量法及び関係法規等遵守することとしており、納入された水道メーターに検定合格の基準適合証印が記されていたため適正メーターとして受領したものです。

なお、納品の段階では、型式の承認の有効期間の確認は行っていませんでした。

5 月 31 日から当該水道メーターでの交換作業を行っていましたが、この連絡により 6 月 10 日午後 3 時に作業を停止いたしました。また、再交換の対象者には 6 月 14 日以降、順次再交換についてのお知らせ文書を送付済みであります。

納入業者は東京都豊島区にあるアズビル金門株式会社であります。

「5. 納品メーター及び交換状況」ですが、品名は接線流羽根車式単箱型 10 センチメートルタイプの口径 13 ミリメートルのものです。個数は令和元年 5 月 31 日に納品された 2,500 個。

交換につきまして、資料には市内に 794 個交換設置済みと書かれておりますが、その後、納入業者から適正メーターが段階的に納品され、現在対象者を優先して再交換作業を行っております。6 月 24 日の報告では、前日までに 459 個を再交換しており、今月中に全ての交換を終えるように作業を進めております。

最後に、今後の対応といたしまして、適正メーターの納入にあわせ速やかに再交換を行い、対象者に対し経緯及び料金についての説明と謝罪に何う予定です。

また、今後納品の際には、メーターの製造年月日及び型式の承認が確認できる書面などの提示を求めるとともに、次年度以降の契約時には仕様書の見直しを行い再発防止に努めます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 8 号について」

○（建設）新幹線・まちづくり推進室中西主幹

議案第 8 号小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

まず、「1 改正趣旨」につきましては、屋外広告物の定期的な点検を専門的な知識を有する者に行わせるとともに、当該点検結果の報告を義務づける等の措置を講ずることにより、公衆に対する危害の防止を図るものでございます。

「2 改正内容」につきましては、屋外広告物の定期的な点検に関する規定を新設するもので 3 点ございます。

1 点目は「点検義務の明確化」です。これは、原則として広告物等の損傷等の劣化状況を定期的に点検しなければならないとするものです。

2 点目は「有資格者による点検」です。これは、表示面積が一定の規模を超えるものを点検するときに屋外広告士等の有資格者に点検を行わせなければならないとするものです。

3 点目は「点検結果の報告」です。これは、継続許可を申請するときは点検結果を市長に報告しなければならないとするものです。

「3 施行期日」につきましては、条例案第17条の2第1項の「点検義務の明確化」に関しましては公布の日から施行し、第2項の「有資格者による点検」に関しては令和元年10月1日、第3項の「点検結果の報告」に関しましては令和2年1月1日と、段階的に施行するものとします。また、経過措置を設け、屋外広告業の従事者で屋外広告物講習会の課程を修了した者は、令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間、屋外広告士と同等以上の知識を有する者とみなすとしています。

次に、「4 パブリックコメントの実施結果」につきましては、ことしの令和元年3月27日から令和元年4月25日にかけて意見募集を行い、2人の方から、合わせて6件の意見の提出がございましたが、条例案の内容の変更を要するものではありませんでした。

○委員長

「議案第9号について」

○（建設）建築指導課長

議案第9号小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

「1 改正趣旨」ですが、今回の改正は、建築基準法の一部改正、平成30年6月27日公布、令和元年6月25日施行に伴い、新たに設定された建築物の特例許可及び認定申請手数料を設けるとともに所要の改正を行うものでございます。

「2 改正内容」ですが、小樽市建築基準法施行条例の一部改正では、法第61条の「防火地域内の建築物」と法第62条の「準防火地域内の建築物」の規定が一つの条に統合されたことに伴い、引用している条例60条の9について所要の改正を行うものです。

続きまして、小樽市手数料条例の一部改正について説明いたします。

手数料条例の別表第89号ですが、日常生活に必要な建築物であるコンビニエンスストア等についての用途制限に係る特例許可手続の簡素化が図られたことにより申請手数料を追加するものです。

別表第91号の2は、前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等は建築物の建ぺい率を緩和する特例許可が新たに規定されたことに伴い、その申請手数料を追加するものです。

別表第113号の3及び第113号の4ですが、既存建築物の用途変更において、全体計画を認定することで段階的、計画的な建物の改修を可能とする規定が新設されたことに伴い申請手数料を追加するものです。

別表第113号の5及び第113号の6ですが、既存建築物を一時的に他の用途、興行場等や国際的な規模の会議、協議会の特別興行場等に転用する場合に一部の規定を緩和する特例許可が新たに規定されたことに伴い申請手数料を新設するものです。

その他、条項ずれなどによる所要の改正がございます。

「3 施行期日」ですが、公布の日から施行と考えております。

○委員長

「議案第10号について」

○（水道）サービス課長

議案第10号小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、御説明させていただきます。

この条例案の「改正の要旨」については、水道法の一部改正に伴い給水装置工事事業者の指定に關しての5年度ごとに更新する制度が導入されたことにより、当該更新の手数を定めるとともに所要の改正を行うものでございます。

「2 指定給水装置工事事業者制度の概要」につきましては、給水装置の構造及び材質が水道法施行令に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において給水装置工事を適正に施工できると認められる者を指定する制度でございます。

「3 指定更新制の導入の目的」につきましては、これまでの制度では名称や所在地等の変更や事業の休廃止などの届け出について規定されていましたが、この届け出がない場合、事業実態の把握ができず所在不明な事業者が存在し違反行為、苦情などといった課題がありました。こうした課題に対応するとともに指定給水装置工事事業者の資質向上を図ることを目的といたしまして、水道法の一部の改正により給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

「4 指定の更新に係る事務手続き及び手数料」につきましては、事務手続きや更新要件は水道法で規定する指定の申請及び指定の基準を準用することから新規指定と同様の手続になるため、更新手数料についても、新規手数料の算出時の根拠を準用することになります。根拠につきましては、事務処理等にかかる人件費に郵送料を加え、新規指定の徴収料を一部考慮した上で8,000円とするものでございます。

このほかに所要の改正については、関係法令の整備によって水道法施行令第5条から第6条に条がずれたことから、この基準を引用している小樽市水道事業給水条例第16条の2第1項中の第5条を第6条に改正するものでございます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○前田委員

◎借上住宅制度について

資料はなかったと思いますけれども、借上住宅制度について、さわりだけお聞きします。

再度その実績、平成29年度、30年度、31年度も、少し変わった部分があるので、再度説明願います。

○（建設）大門主幹

この既存借上住宅制度の実績では平成29年度から3年間の計画でやっております、29年度は1人のオーナーから4戸の提供がありました。30年度はゼロ件。今年度に関しましては7月1日までの募集期間になっておりますが、現在のところゼロ件という状況でございます。

○前田委員

平成29年度が1人のオーナーから4戸、ワンフロアで4戸の応募だったのですか。

○（建設）大門主幹

マンションの2階部分のワンフロアの4戸ということで応募がありました。

○前田委員

これは1戸というわけにはいかない、ワンフロア4戸の応募と。つまり1件しかなかったということ。

○（建設）大門主幹

当時は募集要件として4戸以上という条件があり、そうした中でワンフロアの4戸ということで応募されたところでありました。

○前田委員

だから1件しかなかったということです。申し込みがない原因、理由はどう押さえていますか。

○（建設）大門主幹

なかなか応募がなかった理由としまして、本市で設定した条件と、事業者の方が応募しようとする要件、そのところの条件で厳しいと感じる部分があったのではないかと考えております。

一つは、公営住宅法施行令で規定する戸数の要件です。4戸というのも少し厳しかったのではないかとこの

ると、もう一つは、特に国庫補助を受ける関係で建ててからの耐用年限なのですが、木造住宅の耐用年限は、建ててから30年以内となっているのですが、その30年の間に借り上げ期間も考慮しなければならないものですから、借り上げ期間が例えば20年としますと、築10年以内のものしか市で借り上げることができないこととなり、このことがなかなか要件として厳しくて募集に結びつかなかったのではないかなと考えていたところでございます。

○前田委員

この制度はいつまで年限を切ったのですか、決めているのですか。

○（建設）大門主幹

この制度、現行は平成29年度から今年度までの3年計画で実施しておりますので、今年度が現計画の中では最終年となります。

○前田委員

続けるつもりはあるのですか。

○（建設）大門主幹

現在の借上住宅制度をそのままというのは応募自体がなかなか少ないので難しいと考えておりますが、現行制度の見直しとか、あるいは新たな子育て向け住宅の供給の方法も含めて今年度検討していきたいと考えております。

○前田委員

今年度までということなのだけれども、今のところ応募がないということで、仮にこのまま申し込みがなくても来年度も続ける場合、範囲を広げるような予定はないのでしょうか。

○（建設）大門主幹

現行のエリア設定は、もともとのこの制度自体の目的が子育て世帯が利便性の高い町なかに居住をしてもらうのが、当初の目的で始めたのですが、ただ3年経って、なかなか町なかで物件が出てこないというのもあります。あと利便性という面では、必ずしも町なかに限らず市内のさまざまところで利便性も考えられるのではないかと。そうした中で、一例としまして、不動産業界からも言われていますのは、朝里・新光地区なども非常に子育て世代に人気があると話も伺っているところでございます。そういう意見もございますから、エリアも、今回制度の見直しに当たりましては、それも一つ検討課題として考えていきたいと考えております。

○前田委員

ぜひ制度を利用していただけるように、現状では難しい部分があるので、少し広げることによって申し込みがあるかも。よく御検討していただきたいと思います。

◎（仮称）第2次小樽市上下水道ビジョン策定スケジュールの変更について

水道局から（仮称）第2次小樽市上下水道ビジョン策定スケジュールの変更の報告を受けまして、これに関連して質問します。「4現時点での見通し」の「(2) 料金改定の見通し」、これに関連して何点が質問していきたいと思えます。

まず、水道料金を構成する基本料金あるいは基本水量、これらの定義、意味合いについて御説明をしていただきたい。

○（水道）総務課長

水道料金を構成する基本料金、基本水量とは何かということですが、基本料金とは、使用した水量にかかわらず固定的にかかる経費、例えば、検針や料金の徴収、施設を維持するための費用などの一部を契約している方全てに負担していただくものになります。

また、基本水量とは、公衆衛生向上の観点から生活に必要な水の仕様を促すことを目的に基本料金を負担することで追加料金なしに使用できる水の量のことをいいます。これは、例えば水道料金を抑えるために洗濯や入浴を控えたりすることのないように設定されているものになります。

○前田委員

今これまでもこの問題、いろいろと質問があったかと存じますけれども、水道料金です。この支払いで基本水量が20立方メートル以下で設定されているのです。これが課題で、電話料金なども、この一例をとると、使用料に応じて負担方式的な料金体系が電話の場合はとられているのですけれども。この20立方メートルをなかなか使い切らない世帯があるということで、そういう部分を何とか改善してもらえないかという声を多く聞くわけです。

それで、この20立方メートルに達していない世帯について、立方メートル負担に分けて、どういう世帯件数になっているのかお聞かせいただきたい。

○（水道）業務課長

平成29年8、9月のデータで説明いたします。水道使用量が2カ月で20立方メートルに達していない数上の世帯の5立方メートルごとの数字になります。

まず、5立方メートルまでが1,417件、6から10立方メートルまでが5,149件、11から15立方メートルまでが6,364件、15から19立方メートルまでが5,435件で、合わせて20立方メートルに達していない世帯は1万9,365件になります。

○前田委員

給水世帯は本市の場合、何件ですか。

○（水道）業務課長

同じく平成29年8、9月の調定件数になりますが、調定件数は5万1,599件になります。ただ、この数字は1万9,365件の数字を拾うときには、検針時に不在などで検針できない世帯や検針期間内に使用開始や使用中止があった出入りのあった世帯は除いておりますので、それを除いた件数は4万9,405件となっております。

○前田委員

除いた数字は4万9,405世帯。除かなかつたら幾らになりますか。

○（水道）業務課長

単純に料金の調定の件数で申し上げますと5万1,599件です。

○前田委員

平成30年で市内の世帯数は6万4,000世帯余りあるかと思います。この乖離はどういうことですか。

○（水道）業務課長

世帯数約6万4,000件に比べて少ないのはなぜかという御質問についてですが、まず先ほどの集計方法の違いがあります。また、マンションなど集合住宅で受水槽手前の水道メーターで検針している場合は、水道局では1件と数えますけれども、100軒のマンションであれば100世帯と数えますので、その違いと、御自宅で店舗などを営業されている場合は水道の使用が業務用となっていっしょなところもたくさんあるので、その点で違いが出てくると考えております。

○前田委員

現行の水道料金の体系は、いつつくられたものなのですか。

○（水道）業務課長

基本水量を1カ月10立方メートルと定めたときはいつかということでもよろしいでしょうか。

○前田委員

はい、そうです。

○（水道）業務課長

昭和6年10月から、それまで放任制であり人数で料金を定めていたものを、計量器を設置して計量制に変更し、そのときに定めた基本水量が10立方メートルとなっております。

○前田委員

10立方メートルとは一月10立方メートルですね。

○(水道)業務課長

そうです。

○前田委員

戦前にそういう体系があつて、今に続いているのですか。

○(水道)業務課長

水道局の50年史、100年史を見ますと、それまでは放任制の使い放題で、家族の人数で幾らと水道料金を決めていたのですけれども、それだと皆さん使つて、配水量が間に合わなくて断水がしばしば起こつたようで、それで計量器を設定して計量制にしようとしたのが昭和6年で、そのときに水量に応じた料金を定めておまして、それが1カ月10立方メートル、2カ月20立方メートル、現在と同じ水量になっています。

○前田委員

水量はわかりました。料金は。

○(水道)総務課長

そのころからの料金の推移につきましては、現在手元に持ってきてございませんが、現行の基本料金であります2,540円となりましたのは、平成8年4月に改定したときのものになります。

○前田委員

平成8年という話で、これはどういう背景で改定されたのですか。

○(水道)総務課長

平成8年の水道料金の改定の経緯についてでございますが、過去から水道局で料金改定を行うというのが、資金不足になったときに改定するといったような経緯で行っておりました。

平成4年に一度改定を行っているのですが、そのときには大幅な改定を行いました。資金不足の解消には至らなかったため、平成8年4月に改めて料金改定を行っているという経過でございます。

○前田委員

この言われていることは、使っていないのにマックスで支払いしているということなのです。これは他都市でも当然水道があるわけで、やっているところもあれば、そうではないところもあると。この辺どうなっているのか、とりあえず10万人以上の都市で、上からお聞かせください。

○(水道)業務課長

本市を除く10万人以上の8都市でよろしいでしょうか。道内の8都市になりますと、例えば、2カ月に20立方メートルを使用して同じ各都市の料金体系で計算してみました。1番安いのが函館市で2カ月20立方メートル税込込みで1,532円です。次に安いのが小樽市で2,743円。その次が苫小牧市で2,764円。次が旭川市で2,820円。次が札幌市で2,851円。次が帯広市で2,916円。次が江別市で3,067円。次が釧路市で3,685円。最後、本市も入れますと9都市になりますので、1番高いところが北見市で4,220円になります。

○前田委員

安い順に今報告をいただきました。小樽は安いほうから2番目になるのです。これが平成8年から現在まで続いているということなのです。

この安いところと、北見市の一番高いところもあり、それぞれ料金を決めるときの算出根拠的な数値的なものが恐らくあるのだと思うのですが、基本的にどういう数値を入れて、こういう金額を算出しているのか。

小樽市の場合は安いということだけでいいことなのだけでも、他都市とは、こういう数値、ポイント、項目を加味しているので、こういう状況で安いのですよということがあるのであれば、そういうことも含めてお聞かせいただ

きたい。

○（水道）総務課長

水道料金の構成で、どういったものを入れることによって安いか高いかといった御質問かと思えます。

先ほど業務課長から答弁させていただきましたのが、2カ月で20立方メートルを使用した場合の順位を答弁したところでございますが、これが、使用水量が例えば16立方メートルを使った場合、それから12立方メートルを使った場合で、小樽市のように基本水量が多いところであれば少なくとも設定しているところより高くなることもございますので、御質問でございましたように、使う量によって各都市の高い安いという順位は変わってくると。料金体系の中で、小樽市のように2カ月で20立方メートルの基本水量を設けているところもあれば、基本水量はゼロ。それで基本料金を設定していて、ゼロから1立方メートルずつ使ったもので上がっていくような料金体系を設けている町もございますので、設定する条件によって順位は変わっていくこととなりますので、御質問いただいたような、計算する構成要素によって小樽市が安くなっていることについては、なかなか答えづらいところでございます。

○前田委員

複雑というか、なかなかつかみ切れない部分もあるのだろうと思えます。

ここで見直しをかけるというので、この見直しは、私としては今言われていることなのでよいことだと思いますが、今後人口が小樽市の場合、毎年2,000人程度減少する中で、先ほどもありました報告の中に、老朽化した施設を更新あるいは修理等していかなければならないわけですが、更新に向けた資金が不足したら上げざるを得ないという話でございます。

それはそれとしながらも、ある程度大きなお金が必要になる時期も、恐らく今後来るのだろうと思えます。経営のためには多少なりとも、一般財源の財政調整基金的に内部留保をそれなりに抱えておかなければならないということもあります。

この建設常任委員会も議会もそうですけれども、こういう水道料金の中で、あるいは使用水量別に配分化する、こういうものは必要かもしれません。やはり自分が十分な議論をして将来に向けて検討していく、こういうことが必要ではないかと思えます。

水道局長、今いろいろとやりとり聞いていたかと存じますが、将来に明るい希望が見えるような御答弁をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○水道局長

前田委員からいろいろな御指摘、御意見をいただきましてありがとうございます。

質問の中にもございましたが、基本水量については昭和6年から設定されているということで、長い歴史がある料金算定の考え方に基づいて、現状やっているという状況でございます。

当時の世帯構成については人数が5.2人という状況でございました。現状を考えますと、単身世帯がふえている中で考えた場合、現在の料金体系について不満をお持ちの方がたくさんいらっしゃるの、本会議の市長答弁の中でも答弁させていただいているところでございます。

私自身、東京事務所に5年間赴任しておりました。そのとき小樽市の自宅には妻が1人で暮らしておりまして、当時、基本水量のこの話については出ていた、そういったことを覚えています。

こういった状況を考えますと、基本水量、基本料金については見直しの時期に来ていると私どもは考えておりません。

料金改定につきましては、最終的には今後組織いたします水道料金等審議会の中で御議論をいただくこととなります。本日の前田委員からの御指摘も踏まえまして、我々公営企業としての水道事業者といたしましては、次世代にライフラインの水道施設をしっかりと引き継いでいかなければならないということもございます。将来的に安定的な事業運営ができなければならないということもございますので、今回の水道料金の見直しにつきましては慎重

に検討いたしまして、次年度以降、検討を進めてまいりたいと考えております。

○前田委員

ぜひ市民の納得・御理解をいただけるような料金に改めていただきたい。このように思うところでございます。それでは質問を変えます。

◎冬期間の滑りどめ用砂について

冬期間滑りどめ等含めて、坂あるいは一般道に散布した砂があるかと思えます。これについて質問をいたします。この直近5年間、どの程度の砂が散布されているのかについてお伺いします。

予算もそうなのですが、散布量、その後の回収率について、予算も含めてお聞かせください。

○（建設）維持課長

ただいま御質問がありました砂散布量と回収等についてですが、過去5年間で平成26年度から順番に数字を言わせていただきますと、26年度、散布量が3,644立方メートル、回収率が29%、精算額が2,300万円。

27年度は砂散布量が3,000立方メートル、回収率が31%、精算額が2,700万円。28年度は3,290立方メートルで、回収率が28%、精算額は2,700万円。29年度が砂散布量が3,514立方メートル、回収率が23%、精算額が2,500万円。30年度は散布量が2,886立方メートル、回収率が39%、精算額が2,800万円になります。

○前田委員

5年間の散布量と回収率、精算額をお聞きしました。散布量は大体3,600立方メートルから最低で2,800立方メートルの間を行ったり来たりということ。

回収率が23%から39%まで、30%前後しか回収されていないのですが、残りの70%の砂は市内に堆積されているということによろしいのですか。

○（建設）維持課長

今の数量につきましては、委託業務として押さえている量になります。それ以外につきましては、冬期間に雪が降りまして道路の排雪をしている中にも砂がまじっており、雪堆積場、雪処理場に運ばれています。特に中央ふ頭基部の雪処理場につきましては大体、毎年しゅんせつを行っていきまして、そのしゅんせつ量が700立方メートルぐらいです。それ以外にもなかなか数字的には押さえ切れない。町会で砂を回収していただいて、それを直営作業で集めて来る作業もありますので、少なくとも全体の6割、7割ぐらいは回収していると認識を持っているところであります。

○前田委員

平成30年度でいくと6割、7割が回収されており、砂回収の委託業者以外にも回収する砂があるとすると、700立方メートルから1,000立方メートルぐらいがどこかにあるわけです。どのような実態になっているのかつかんできますか。

○（建設）維持課長

確かに全量を回収できているかと言われますと非常に難しい問題でして、正直限られた予算でもあるものですが、砂を散布している路線については回収しているのですけれども、なかなか全部が回収し切れず、部分的にあるということは認識しております。この辺につきましてはパトロールで状況を見ながら、随時対応していかなければならないものと捉えているところであります。

○前田委員

今の答弁は恐らく見える部分をパトロールで見ているということであり、側溝や雨水、そういった中では、どのようにふだんは点検をしていますか。こういうまいた砂の関係を含めてです。どのような状態、実態にありますか。

○（建設）維持課長

確かに暗渠になっています、側溝、ますの部分全てを確認するのは非常に困難ではありますが、パトロールで気づくところは見ておりますし、また市民からのお問い合わせがある中では、側溝、ますが詰まっているという状況があるところは随時対応している状況です。

○前田委員

私も今回選挙があって、いろいろ市民の声を聞きました。やはり側溝のますが雨が降ったときにあふれてくる、見なさいとまで言われた。中身がどうなっているかといったら、もう半分以上、砂がたまっていて、のみ口がついていても、のみ切れぬ。上から噴き出して困ると。そのような実態があるわけです。こういった苦情を含めて、市にこういう苦情は何件ぐらい来ているのか。また、その苦情の内容、散布詰まりに関し、ますのそういう部分も含めていかがですか。

○（建設）維持課長

砂詰まりによる苦情の件数は今、手元にはないのですが、今シーズンに入ってから何件かございました。それについては委託作業ないしは直営作業で順次対応したということです。ただ、全部対応できているかと言いますと、そこについては反省するところがあると思っております。

○前田委員

ますから植物の芽が出ているところもあるのですけれども、そういうところは恐らく相当年数点検したことはないのと思うのですが、そういったことで苦情は具体的に来てないですか。

○（建設）維持課長

確かに横断側溝のところに草が生えていて、何とかしてほしいというような苦情は何件か今シーズンも受けている記憶はあります。

そこにつきましては、順次対応しているところではありますが、いかんせん市内あちこちにそういう箇所があるものですから、全部対応し切れていないのが実情でありますので、御理解をお願いいたします。

○前田委員

毎年1,000立方メートル前後の砂が堆積されているわけです。塩化カルシウムを散布できれば一番いいのだろうけれども、まいた量の大小の違いもあるでしょうが、苦情が来てから見に行くのではなく、やはり区域を決めて事前にそういった計画を立てて、予算を立てて、そういった砂を回収、あるいは側溝の点検も含めて、何かやれる方法を考えてはいないのですか。

○（建設）維持課長

正直、私どもパトロール等している中で、なかなか全域を対応できる予算の確保は難しい面があります。ただ、そういう御指摘もありますし、市民の声も多数寄せられていますので、できる限り計画的にやれるような段取りを組んで頑張っていきたいと思っております。

○前田委員

一般論で言うところの砂に関係なく、こういった側溝や雨水ます、平時はどのような管理になっているのですか。

○（建設）維持課長

平時にどのような管理ということですが、現状があってパトロールをした中で支障がある。側溝が壊れているですとか詰まっているという市民のお問い合わせを毎日いただきますので、その都度確認はさせていただいています。ただ、あまりにも数が多いものですから、全てに対応できていないのが現状と思っております。

○前田委員

つまり、マニュアル的にそういうものはないと。苦情が来たり指摘があったときに、初めて行って見て、これは修理しなければならない。こうなっているとしか私には聞こえませんでした。

これに限らず全てがそうなのですが、ある程度のマニュアル化ということで、言われてから行くのではなくて、予防的な部分も当然必要ではないかと思えます。

○（建設）建設事業室長

前田委員から、マニュアル等いろいろな御指摘があったかと思うのですが、今まで維持課長が申し上げたとおり、冬季で散布した砂、これは春に人力と機械で路面清掃と回収を行っているのですが、人力につきましては、ある程度、数人のパーティで行っているということもございます。あと機械については、それを回収する機械と補助ルーム、そして交通誘導員、このようなパーティで行っておりまして、委託するに当たりまして、結構な委託料がかかるという現状がございます。こういった予算的な問題もございまして、なかなか市内全域に手が行き届いていないのが現状でございます。

ただ、我々としても、この道路管理等は、これでいいということはないと考えておりまして、対応が後手に回っているのも事実でございます。今後は改めて、我々も含めて、パトロールをしっかりと行って、現状の把握に努めていきまして、また改めて、市民、こういった方々の情報もいただきながら、その状況や緊急性、また予算的な措置も必要になってきますので、こういったものを踏まえて、先ほど計画的なものということもおっしゃられましたけれども、そういったものも含めて対応していきたいと考えております。

○前田委員

路上の見えるところのそういう砂は、粉じん、あるいは坂であれば歩行者がそれに乗って足を滑らせて骨折をしたりけがをすることにつながるのです。側溝や雨水ますに入ったそういう砂は、雨が降ったときには、それが噴き出して洪水の原因にもなったり、軽微な水漏れ、玄関先に入っていったとか、桜でよく聞きますけれども、そういったことにつながっていくわけです。

これからは新しく前に向いて、マニュアル的なものをきちんと整備して、市民から苦情が来ないように、観光客が滑って転ばないように、粉じんのたたない、きれいな小樽市、こういったものをつくっていくためには、そういったところが必要ではないのかと私は思ったものですから質問したところでございます。

御答弁もいただきましたので、来年度は改善されると期待しておりますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

○高木委員

◎空き家対策について

私からは空き家対策に関して質問をさせていただきます。

小樽市の空き家の現状が、空き家実態調査から平成 27 年度で 2,423 件となっております。本市の現状と対策をお聞かせいただければと思います。

○（建設）山岸主幹

現在の空き家数に関してですけれども、市で押さえている数になりますと 2,541 件となります。ただ、この数字に関しましては、前回調査の 2,423 件から新たに相談があってカウントしたものをプラスし、リサイクル法などの届け出で解体が確認されたものをマイナスにした数字であります。ですので、例えば高齢者の方が施設に入院したり、亡くなられたりして、新たに空き家になったものなどの数字は含まれず、小樽市の現状の空き家数合計ではありません。

空き家対策につきましては、平成 29 年に小樽市空家等対策計画を策定しまして、29 年度からその対策計画に基づきまして各種施策を実施しております。

一つは、管理不全の空き家等への対応で特定空き家等の認定。これは空家対策特別措置法に基づき近隣に悪影響を与えている危険な空き家を現在 40 軒認定しております。その 40 件のうち所有者が確認されております 17 件に対

して、助言、指導を行っております。それから、管理不全の空き家等への対応としては小樽市特定空家等住宅除却費助成制度による危険な空き家の解体費用の助成です。これを昨年度から年間10件行っており、ことしも行っております。

二つ目として、市民等への周知啓発、情報提供でございますが、広報おたるに年1回特集の記事を載せております。それから、固定資産税の納税通知書へ啓發文書を封入しております、市外の空き家所有者へも情報を提供しております。それから「まち育てふれあいトーク」の実施などを行っております。

三つ目の空き家の利活用対策としましては、空き家・空き地バンク制度の担当を29年度からまちづくり推進課から空き家対策担当に移管しまして運用しているところです。

四つ目として、危険空き家の所有者調査を行っております。これは前回の調査の中で386件ありましたが、この所有者調査を行ったということです。このほか毎年200件程度、空き家についての苦情相談に対応しております。

このように空き家対策につきましては、各取り組みを行っておりますが、行政の役割として、市民の安心・安全のため、市民の生活環境に悪影響を与えている危険な空き家の改善、除却を促す施策を優先して行っている状況でございます。

○高木委員

今の空き家・空き地バンク等の活用している成果と、苦情が来ている200件の中で、工事が終わり、解決している部分はどれぐらいの件数があるのか。

○（建設）山岸主幹

空き家・空き地バンクについてですが、平成21年度から空き家・空き地バンクの制度がございまして、28年度まで、まちづくり推進課で行ってございましたときには、登録件数、成約件数ともに14件ございました。

29年度から空き家対策担当に移ってきて、29年度年に登録、成約が1件ありましたが、30年度はゼロ件です。

相談件数はまちづくり推進課のときには10件程度が、空き家対策担当に来て20件以上という相談があるのですが、老朽化した郊外の不便な空き家を登録したいという相談が多くて、なかなか登録まで至らないのが現状でございます。

それと200件の苦情相談の解決件数です。いろいろな相談のパターンがあり、一番多いのは雪に関するものが大体3割から4割ぐらい毎年あるのですが、その200件のうち、正確な数字は今では答弁できないのですけれども、200件のうち大体3割程度の60件ぐらいが解決するのですが、そのほかは相談が継続している。ですので、毎年200件のうち140件程度は相談解決しないままになっていると。ただ同じ物件でまた相談が来ることもあるので、純増ではないのですが、なかなか残りの7割程度は相談が解決できていないということでございます。

○高木委員

空き家の対策の状況として、利活用がなっていないという現状なのですけれども。私も調べた中で栃木県栃木市で「あったか住まいるバンク」というような町全体で行っているところがあるのです。そこが大体人口が16万人ぐらいの都市で、東京から約1時間半ぐらい。観光客も多い町。それで、古い町並みを保存して、その建物は壊さず、できるだけ空き家に住んでもらうような施策を今栃木市で行っているらしいのです。今はその空き家の部分も物件が足りないぐらい、そのほかの移住者がすごい多いと聞いているのですが。

逆に本市も、そういった町並みや札幌圏に近いところがある。また観光都市として、ある意味除却だけではなく、市で検討している部分は今の状態でありますか。除却だけではなく、クレームだけではなく、危ないだけではなく、活用したいという、本市の検討余地は今あるのですか。

○（建設）山岸主幹

利活用に関しましては、先ほどの空き家・空き地バンクを行っておりますけれども、なかなか件数が伸びない状況がありますので、新たな利活用対策として、不動産関係団体と協定を締結しまして、連携しながら使われていな

い空き家、彼らのノウハウと我々の情報を連携して、さらなる空き家対策、活用を促していきたいと考えているところです。

○高木委員

栃木市では子育て世代が住みたい町、若い世代が住みたい町の第1位をとっているのですが、そのやり方として、市と自治体、あとは不動産会社がつながり、要は町会から誰々が引っ越しましたとして、その物件について市に情報を提供する。そうすると、物件が老朽化する前にその情報だけを収集して、あるいは行政と不動産会社、または町会のネットワークを通じて、そういう物件を促す。不動産会社でもホームページはもう数多くあるのですが、小樽市という町で不動産状況を共有する仕組みをつくり、住んでもらいたい、売りたい、借りたい、店舗を営みたいという、そういう情報のツールを今の段階から少しずつつくっていくことで、今までのようにの建物の老朽化させずに希望者につなげていくのはすごい大事なのです。こうした物件をどう利活用していただくかという情報の発信するホームページ等、活用バンクをつくっていただきたいのです。そういう部分では、所有者やこれからいなくなりそうだ、これから売りたい、買いたいという情報は、今、本市に入ってくるような状態ですか。

○（建設）山岸主幹

町会との連携での所有者情報ということだと思のですが、個別の相談の中では当然あります。ただ、地域の状況は町会が一番知っておりまして、小樽市空家等対策計画の中にも、町会、地域団体との連携がうたわれておりますが、現状ではまだなかなかそこまで確立されていない状況でございます。

市で持っている情報と不動産業界団体との連携につきましては、協定を締結してということになるのですが、市の情報をすぐには出せないという状況がありまして、それは個人情報の関係で所有者から同意を必ずとらなければならないので、その辺をクリアしていければ、今のようなネットワークが組めるものと考えております。

○高木委員

小樽市にもいろいろな不動産会社がすごい参入してきている部分があって、そこは信頼関係がひっかかる場所なのですけれども、やはり小樽市にしかない信頼があると思うので、ぜひ協定を結ぶときでも、不動産会社または自治体とネットワークを構築するような検討がされていけばいいと思っています。

○委員長

自民党の質疑を終結し、立憲・市民連合に移します。

○林下委員

◎小樽市地域公共交通網形成計画について

小樽市地域公共交通網形成計画について質問をさせていただきます。

私は以前にも建設常任委員会に所属をしておりましたけれども、私自身も前職で公共交通に携わってきた経験から、地域公共交通の課題について、このたび建設常任委員会で質問できることを大変喜んでおりまして、これまで小樽市では、新幹線・高速道路推進室や生活安全課が一括して公共交通の施策を担当してきたと思いますが、当時は法的にも国と事業者との関係だけで、自治体が公共交通に直接的にかかわる余地はありませんでした。

そこで、交通政策基本法が制定をされて6年余り経過しておりますけれども、まだ小樽市においても、市民においても、公共交通に対する問題意識や危機意識も希薄で、歴代の市長も公共交通に対する観点から行政を進めてきたという記憶はありません。

私は交通政策基本法が制定されて以来、あらゆる機会を捉えて交通政策基本法に基づく小樽市と事業者との協議の場が必要ではないかと訴えてきたところではありますが、前市長時代は、公共交通に対する認識が全く不足しており、事業者には大変なそごと不信感を生じさせる結果となりました。

迫市長は就任以来、交通政策基本法に基づく法定協議会を再開し、このたび小樽市地域公共交通網形成計画をま

とめられたことは大変評価をされます。また、計画書の冒頭に示されている迫市長の挨拶は、公共交通を取り巻く環境を的確に示しており、市民にも、小樽市の将来にわたって持続可能な公共交通の維持に向けた取り組みについて理解をいただけるものと思います。

広報おたる 4 月号では、小樽市地域公共交通網形成計画を大変わかりやすく広報されておりますけれども、パブリックコメントの内容については理解をいたしました。私はこれまで議会の議論から、市民から相当な反応が出てくるものと最初から考えていたものですから、パブリックコメントの内容のほかに、何か市民の反応を把握されているものがあれば、お示しをいただければと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

先ほどパブリックコメントの内容につきましては、2 件ほど修正に至ったものがあつたと御説明いたしました。

そのほかにも 20 件以上の意見が来ておりますので、採用には至らなかったのですが、いただいた意見について、少し紹介させていただきます。まず、「もっとより具体的な施策を記載すべきではないか」、そういった御意見がございました。また、御自分でいろいろ別の視点での分析をされた結果、「こういった分析も載せてほしい」という御意見。また、「PDCA サイクル、これがきちんと行われるのか、そういうことをもっと明確に記載すべきではないか」、そういった意見等。また、御自分でバス路線を考えまして、それを御提案していただくといった、こういった御意見がありました。

これらの御意見につきましては、パブリックコメントには反映されないのですが、今後施策を実施する上では貴重な御意見として参考とさせていただきます。

○林下委員

次に、公共交通の維持という意味で、市民の利用形態によって非常にさまざまな意見があると思うのですが、小樽市地域公共交通活性化協議会には JR 北海道も参加されておりましたが、これまでは市民から、例えば JR 北海道に対して、快速便の増発あるいは快速便の銭函駅の停車などの要望が議会でもたびたび取り上げられておりますし、市民からも要望がたくさんあると思います。

しかし、なかなかこの要望が反映をされておらず、これを機に非常に期待も高まってくるのではないかと思うのですが、小樽市は JR 北海道の関係で、行政として、どこが窓口となって、日ごろどのような情報交換をされているのかお示しをお願いしたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

公共交通の利便性に関する市民からの申し入れ等につきましては、今後は当室が窓口となりまして、次の小樽市公共交通活性化協議会開催時に協議していくことになると思います。

また、必要に応じましては、バス事業者それから JR 北海道、こういった方々と直接情報交換をするような場を設けまして協議をしていくことになると思います。

○林下委員

こういった場が設置されますと、非常に皆さん期待もされると思いますので、ぜひ積極的にかかわっていただきたいと思います。

次に、JR 北海道がことしの 10 月 1 日から平均 11% の運賃の値上げを国に申請しております。これは鉄道事業法に基づいて申請をしたと言われているのですが、5 月 13 日には国土交通省に、小樽駅—南小樽駅間は 170 円から 200 円、小樽駅—札幌駅間は 640 円から 750 円、小樽駅—新千歳空港駅間は 1,780 円から 1,910 円という内容で申請があつたとされております。

利用者のパブリックコメントも実施をされておりましたし、また、札幌市では国土交通省の諮問機関が運賃値上げに関する公聴会を開催しております。来月 1 日には市民公聴会も開催されると聞いておりますけれども、しかし、地方自治体として、小樽市が意見を述べる協議の場がどこにも示されておらず、やはり私は交通政策基本

法の趣旨からすれば、小樽市が意見を述べる場がないのは、どうも不信に思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

JR北海道の運賃値上げにつきまして、地方自治体として意見を述べる協議の場はないのかということでございましたが、これについては運輸局にお問い合わせをさせていただいたところ、国が運賃を審査するに当たりましては、各自治体に意見を聴取することはないと聞いております。

○林下委員

私は交通政策基本法の趣旨から言えば、自治体に対して意見を聴取しないのは、問題だと思うのですが、その点について、小樽市から、それはおかしいのではないかと話にはなっていないですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

鉄道の運賃改定につきましては、鉄道事業者が運輸局に申請し認可されることとなります。運賃の値上げについては、市民生活に影響を及ぼすことは重々承知しておりますが、運輸局において適正に審査し認可されるものと考えております。

○林下委員

私はその点については承知はしていたのですが、ただ、鉄道運賃の値上げは他の公共交通の運賃の値上げにもすぐ影響してくる、市民に直結した問題という観点で、この間、さまざま新聞にもいろいろ報道されておりますが、おおむね運賃値上げに対して厳しい意見が多いように思います。

しかし、小樽市としては公共交通を維持していく上で、なぜ今回の運賃値上げが必要だったのか、そして、それを今後この計画にもあるようにどう位置づけていくのか、市民からの問い合わせなどいろいろな意見に対して、どういう態度で臨んでいくのか考え方はありますでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

JR北海道の運賃値上げにつきましては、今のところはまだ私どもでは市民の方から苦情や御意見はまだ把握していないのですが、今後そういったことがたくさん来るようになれば、集約しまして協議会の場か、もしくは事業者と1対1なるのか決められませんが、そういった場で丁寧な御説明を求めていくことになると思います。

○林下委員

そこで、鉄道の運賃値上げと連動するかどうかはわかりませんが、全道的にいいですと既に札幌市などで一部の路線については先行して運賃の値上げが実施されていると。小樽市の市内線のバス事業者の意向は把握されていますでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

市内のバス路線に関してですが、路線バスの大部分を担う北海道中央バスでは、令和元年6月17日に運賃改定についてのプレスリリースを行っております。内容としては、対キロ運賃制を採用している路線につきましては、108分の110の値上げになると、消費税分を値上げすることを記載されております。また、前回の消費税の値上げ時に据え置かれた乗車券の割引率についても消費税5%時の水準にすることが記載されております。

○林下委員

運賃の値上げに関してですが、運輸産業全体に共通して言えると思うのですが、運賃値上げは消費税分の相当以外は恐らく30年くらいは全然運賃の改定をしていないと言われております。その間、燃料の高騰や経営を取り巻く環境は非常に厳しさを増して、企業努力も限界だと言われて、かなり時間が経過していると私は思っております。国の規制緩和で、なかなか運賃に反映することができないがゆえに、結果として労働条件や待遇改善という従事者の問題が置き去りにされてきたことで、今日、非常に運輸業界全体が人手不足、募集しても人が集まらないと、場合によっては路線バスでも人がいなくて運休をせざるを得ないという地域も出てきております。格安

航空会社も人手やパイロットの運用ができなくて運休をするなど、昔では全然考えられないことが現実起きています。

小樽市地域公共交通網形成計画にある地域公共交通のあるべき姿、将来像の項目では持続可能で安定した運営形態の構築のために運賃設定を検討するほか、事業者への公的補助についても検討を進めていることが記されておりますけれども、市民に理解を求めるのはなかなか容易なことではないと思うのですが、それについて考えがあれば、この記されている部分について考え方をお示し願いたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

計画に記載されております持続可能な交通体系を構築するには、現在の市内の路線バスについては現在の料金体系では収支が合わなくなってきました。こういった赤字の路線を維持するためには公的補助、これは市からの補助なのですが、これと受益者負担、これは適正な料金設定について協議会で今後検討していくこととなります。

このように議論は非常にデリケートな問題でもありますので、都度、議会に報告の上進めてまいりますし、特に料金の改定をする場合につきましては、市民の皆様に対して丁寧な説明をするように努めてまいりたいと考えております。

○林下委員

小樽市地域公共交通網形成計画については、今後の進め方、あるいは対応について、もし部長から考えがあればお示しをお願いしたいと思います。

○建設部長

ただいま小樽市地域公共交通網形成計画の今後の進め方、対応について御質問でございますけれども、このたびこの計画を策定したことにより、本市の交通政策がようやく一歩前に踏み出したのではないかと捉えているところでございます。

本市のこれまでの地域公共交通は交通事業者に頼ってきたところが多くありまして、その中には数多くの課題がございますので、そういったものについてはスピード感を持って対応していくことが大切だと考えておりますし、また、これらにしっかりと対応することで本計画にあります将来像、暮らしを支え、訪れる人にも利用しやすい持続可能な公共交通の構築を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、今後、本計画の方針に沿いまして、小樽市地域公共交通活性化協議会の中で協議を深めて、施策の実行に移してまいりたいと考えております。

○林下委員

建設部長の答弁は非常に的を得ていると思いますし、ただ、私はこの計画の今後の進め方を含めて、実は生活路線は地域の公共交通という大きな枠で考えますと、例えば後志地域では、極端に言えば、もう高校がなくなるから通学バスをどうするのだ、あるいは医療機関がなくなる、通院のためにどうするのだ。ただ、これは生活路線として対象にならない項目なのです。公共交通を維持していくのは、非常にそういう広い意味で大変な市民生活を支えているのだ。

例えば前にもお話したことがあるのですが、後志の首長とお話をする機会があったときに、地域で高校、医療機関、公共交通がなくなったら生活ができないという訴えがあります。それで、小樽市としても定住自立圏構想も含めて非常に幅広い意味でこの計画の中に盛り込まれてはいるのですが、生活路線をどうするかという議論では、国土交通省はそこしか余り議論の対象にしたがらない。ただ、地域の公共交通を守るという意味では、すごい幅広いテーマがあることをぜひ御理解をいただいて、計画には盛り込まれておりますけれども、後志地域もそれを維持するために今大変な苦勞をしている。人手不足で、土曜日、日曜日、祝日はバスが全部運休すると今度は自治体がかわりに土日祝日のいろいろな運営をせざるを得ない。これはやはり自治体にとっては、非常に大きな負

担になっていこうと思います。

例えば国土交通省ではなくても、厚生労働省や文部科学省は、例えば文部科学省がスクールバスには補助するけれども、生活路線は国土交通省だ、こういう感じでなかなか行政がうまく国においてはかみ合っていないという課題があると思いますので、ぜひ、その点についてもこれから議論を深めていただいて、地域とも、自治体とも連携をとっていただいて、取り組んでいただきたいのが私の意見です。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時32分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
共産党。

○小貫委員

◎一般国道5号塩谷防災事業の進捗状況等について

まず、報告のあった塩谷防災事業についてお聞きしますが、トンネルを掘っていくわけですが、掘った土はどこに運んでいくのかが1点目と、この間、新幹線のトンネル工事でも指摘しているように基準値超過の重金属が問題になっているわけですから、この塩谷防災事業では基準値超過の重金属は検出されていないのかお聞かせください。

○（建設）水上主幹

残土処分につきましては、北しりべし広域クリーンセンター及び小樽市産業廃棄物最終処分場に運搬しており、また、重金属については検出されないと国から聞いております。

○小貫委員

次に、トンネル掘削なのですが、一体どの程度進んでいるのかお伺いします。全体の進捗状況と今年度一体どのくらい進むのかをお聞かせください。

○（建設）水上主幹

トンネルの掘削状況についてですが、平成31年3月11日時点で、小樽市側から614メートル掘削し、令和元年度6月6日時点では918メートルまで掘削している状況であります。

年度内をめどに桃内川まで貫通する予定と国から聞いております。

なお、全体の進捗率につきましては、平成31年3月31日時点で約47%であります。

○小貫委員

今年度内に桃内まで到達してしまうということですが、そこまでいっていても事業の完了の見通しが立たないことが、何かよくわからないのですが、トンネルを掘り終わるのだったら、何か先が見えているような素人考えで思うのですが、その辺はなぜなのでしょう。

○（建設）水上主幹

今のトンネルの掘削の貫通は、トンネル掘削巻立工ということで、トンネルの掘削後の地山をコンクリートで被覆する作業を行っておりまして、当然その後に設備工事や舗装工が残っております。そういう状況でございます。

○小貫委員

問題は結構大規模な工事なのですけれども、こういう公共事業を実施されている工事で下請も含めて、市内企業への発注はあるのかどうかをお聞きします。

○（建設）水上主幹

市内の建設会社が元請として受注したことはありますが、下請負については現時点では把握していないと国から聞いております。

○小貫委員

元請として受けた実績はどの程度、件数でいえばいいのか、事業費でいえばいいのか、わかるような数字でお聞かせください。

○（建設）水上主幹

請負金額では約 3 億 7,000 万円となっております、平成 27 年度に 1 工事、約 8,300 万円、28 年度に 2 工事、1 億 6,900 万円と約 1 億 1,800 万円で、合計約 3 億 7,000 万円となっております。

○小貫委員

下請の把握はできていないという話なのですけれども、せっかくの公共工事ですので、市内企業がなるべく工事に参加できるように市としてはどのような要請を行ってきたのか、この辺はいかがですか。

○（建設）水上主幹

市が開発局に市内の業者を参加させることにつきましては、これまで一切要請しておりません。

○小貫委員

私は、前期までは経済常任委員会にいまして、中小企業振興基本条例ができたわけです。いかにして地元の企業を元気にしていくのかという観点からも、これは本来経済常任委員会との関係になると思うのですが、今後は要請したほうがいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○（建設）水上主幹

今後、開発局に資材の購入等において市内業者への配慮をしてもらうように要請してまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎昨年度の除排雪状況、今年度の除排雪計画策定に係る検討事項について

除雪に行きたいと思っておりますけれども、少し本格的に除雪問題を議論するのは初めてなので、まず共同企業体制度の構成条件、できれば本当は今年度どうするつもりなのかもお聞きしたいのですが、それが無理であれば昨年度でもいいですから、お答えいただきたいと思っております。

○（建設）庶務課長

小樽市の公共企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領がございまして、直近のもので平成 30 年度の内容になってございます。その中で、必要な要件を 6 点ほど提示してございます。順番に行きます。

1 点目、小樽市指名競争入札参加資格者名簿において、道路除雪に登録にある者。

2 点目です。小樽市地域総合除雪業務の委託概略内容に記載されております業務等を遂行するために構成員が登録する除雪機械を拠出し、共同企業体として保有すること。

3 点目です。発注業務に対応する業務主任等要件に該当する業務主任及び副業務主任の人数について、業務主任 1 名、副業務主任 2 名以上を専任で配置すること。

4 点目になります。構成員は 3 社以上とすること。

5 点目です。共同企業体による業務の履行に当たっては、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、賃金、人員、機械等を拠出すること。

6 点目になります。構成員は行政・企業・市民が連携協力しながら地域に密着したきめ細やかな除雪事業を行うことを目的とした共同企業体除雪業務の趣旨を理解している者であること。

以上 6 点が入札参加に必要な要件で整理してございます。

○小貫委員

平成 30 年度をお答えいただいたのですけれども、今の建設部のお考えとしては変える予定があるのか、変えない予定なのか、どちらですか。

○（建設）庶務課長

まだ最終的な決定は今後になりますけれども、現時点では申し上げた要件についての見直しは予定してございません。

○小貫委員

その中で、きめ細やかなという除雪に理解をするという話がありましたけれども、これはどうやって判断しているのですか。

○（建設）維持課長

きめ細やかという内容につきましては、具体的な水準はなかなか難しいものではありますけれども、除排雪の理念は地域に密着して皆さんのニーズに応じた対応をしていくという理念ということで御理解いただければと思います。

○小貫委員

このきめ細やかという単語が非常にトラウマがありまして、要はきちんと市民のために公共事業として担う一環としてやってくださいよと、少し言葉はともかくとして、そういうものだとして理解しておきます。

ちなみに、このきめ細やかと入れられたのはいつぐらいからなのですか。もともと入っていたのですか。

○（建設）維持課長

いつからというのは正確にはわからないのですけれども、少なくとも私が平成 24 年度雪対策課長のときにはこのような表現があったかと認識しております。

○小貫委員

昔からあったということで押さえておきます。

地域総合除雪についてなのですけれども、結局、除雪がされていくのか少し根本的な問題をお聞きしたいのですが、まず年度どういうふうに計画を持って、そして、除雪作業実施に当たってはどのような形で手順を踏んでいくのか、説明していただけますか。

○（建設）維持課長

年度の計画につきましては、その前年度の除排雪の反省を踏まえまして基本方針を立てます。その基本方針を原部で策定させていただいた中で、昨年度の流れていきますとそういう基本方針を除雪対策本部長にまず報告をいたします。それで内部的な認識をとった中で、例年は第 3 回定例会に除排雪計画をお示しさせていただいているところであります。流れとしてはそういう形です。

○小貫委員

それは計画方法なのですけれども、除雪作業の実施の流れをお聞かせください。

○（建設）維持課長

除雪の作業につきましては、地域総合除雪については各地域にかかわる共同企業体の業務、先ほど御説明させていただきましたけれども、この入札を経まして業者が決まります。その期間中は、その後の気象状況に応じて適宜作業を対応することになります。除雪に関しましては、仕様書に除雪の出動基準がありまして、その出動基準に応じて業者が判断して日々の除雪対応をするような概要になっております。

○小貫委員

年度の計画については基本方針を決めるのだと、この基本方針とはどういうものなのですか。公表されているものなのですか。何かインターネットに載るものなののでしょうか。

○（建設）維持課長

基本方針は、特別ホームページに出しているわけではありませんけれども、平成30年度は排雪量を的確に積み上げるですとか、交差点の見通しの確保などを考慮して方針を立てて、今年度の基本方針ということで、議会に報告をしているところであります。それに基づいて業者が決まりましたら、除排雪作業を適宜実施していくことになります。

○小貫委員

つまり、第3回定例会の多分建設常任委員会でそういったことも含めて計画を示す中で、基本方針も一緒に示すということでしょうか。

○（建設）維持課長

そのような形で進めたいと思っています。

○小貫委員

除雪作業の実施は基本的に共同企業体が出動基準でやっていくのだと思うのですが、中にはステーションではなくて直接、市の除雪対策本部に連絡をする、市民の方もいると思うのですが、そこステーションとの協議とか、そういう手順はどうなのですか。ステーションとしてやろうとしている計画があるところに、市の本部から、こういう要請があったという連絡が行って、そこはどのように除雪をすると決めていくのか、また、しないと決めるのか、そのあたりをお聞かせください。

○（建設）維持課長

除雪につきましては、業者が出動基準に基づいてやっているのはあるのですが、どうしても路面がガタガタになったりですとか、除雪状況が悪いことでお問い合わせをいただきますので、その点につきましては、我々もパトロールして対応すべき路面状況になった場合については、業者に指示して対応させることになります。

○小貫委員

除雪の話をお聞きしましたがけれども、排雪の場合はどのようにして決めていくのか、また実施していくのか説明してください。

○（建設）維持課長

排雪につきましては、市と受託業者の協議事項になっております。路面の雪山状況や走行幅員などを総合的に勘案しまして実施することになっております。

市の内部におきましても、12月から基本的に毎週除雪対策本部長に除排雪の状況を報告する中で排雪の実施予定等を説明して、確認をとっているところであります。ただ、緊急的に気象状況によっては排雪計画プラスアルファという部分は出てくると認識しております。

○小貫委員

毎週報告をして確認をとっているということですがけれども、そうすると除雪対策本部長に対する報告の曜日を定めているということでしょうか。何曜日なのでしょう。

○（建設）維持課長

毎週日曜日締めでステーションの執行管理を行いまして、内部で整理をした中で、毎週金曜日に除雪対策本部長に執行状況の説明をしているところであります。

○小貫委員

執行状況の説明は事後報告としているのか、事前報告なのか、どちらなのでしょう。

○（建設）維持課長

除雪については執行状況と気象状況プラス除雪の作業ですけれども、排雪については協議ですので、基本的には事前に、この時期に、こういうことをやりたいとお話はさせていただいているところであります。

○小貫委員

それで、ところが金曜日に報告した後で雪が降り、排雪しなくてはいけない、してほしいと強い要望が上がってきたと、協議事項にも上がっていない、こういう場合、急いで対処しなければいけないと判断するのか、もう報告は終わってしまっているわけですから、その意思決定の流れはどのようになるのですか。

○（建設）維持課長

個々の路線の一つ一つの排雪という形で報告しておりません。路線の基本的な排雪の考え方を説明して主要幹線をこういうふうにやりたいと説明をしております。どうしても緊急的に対応せざるを得ない場所が出たことについては、我々実務の判断でやらせていただいているのも一部あります。

○小貫委員

現場の判断ですぐに行うような体制をとっているということだと思います。

昨年の状況を見ますと、あまり苦情が来る前に排雪をやってしまえみたいな流れも結構見えたかと思うのですが、問題なのは、そういった実施過程などがあるのですが、どこをどのように除排雪していくか市民への公表はしているのでしょうか。

○（建設）維持課長

他都市では除雪の状況をホームページやテレビで見られるのもあるかと思いますが、ただ、それは私どもはそこまですべて至っていないのが実情です。計画につきましては市民に説明する機会として除雪懇談会、除排雪計画説明会等ございますので、そこで計画を説明している状況です。

○小貫委員

その計画の説明は具体的な路線までいなくても、この地域、この範囲はこうやってやりますよ、この時期あたりに入りますよということまでは、さすがに言えないわけですよね、どうですか。

○（建設）維持課長

この時期にどの路線をとるところまでは、皆さんには御説明するのは難しいのですけれども、市民からのお問い合わせがあった場合に、この路線にいつぐらいから排雪が入るのかのお話の中では、計画ですけれども、大体このぐらいの時期には対応したいと思いますとは、適宜回答をさせていただいているところで。

○小貫委員

私は公表をもっとしたほうがいいのではないかと質問をしようかと思ったのですけれども、それを聞くと多分だめな回答が来ると思うので、例えば市民からのうちのところはいつぐらいに入るのだろうかということにはしっかり答えていくと、明確な日にちまでは言えないと思うのですけれども、大体いつごろまでは答えていきたいということで確認してよろしいですか。

○（建設）維持課長

そういうお問い合わせに対しては、おおむねですけれども、こういう計画がありますということは、適宜回答していきたいと思っております。

○小貫委員

◎雪対策基本計画について

続けて、雪対策基本計画に移ります。

基本計画を定めるという話ですけれども、他都市の事例はどういうものがあるのかお聞かせください。

○（建設）建設事業室主幹

基本計画の他都市の事例ですが、この基本計画については雪対策にかかわる中長期計画という位置づけになります。北海道内ですと札幌近郊では、札幌市、江別市、北広島市、恵庭市が策定をしております。そのほかに道内では、旭川市、帯広市、稚内市、それから後志管内では倶知安町が策定している状況でございます。

○小貫委員

いろいろ懇話会などを開いていくということですが、こういう会議は公開されるのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

懇話会や分科会を組織して会を開いていく予定ですが、この会については公開を原則とすることを考えてございます。ただ、会議の会場の広さに限りがありますので、傍聴する人数については制限させていただきたいと考えてございます。

○小貫委員

策定後の話はまだわからないと思うのですが、仮に策定したら、その計画に基づいて進んでいるのかどうかチェックする機関や会議は何か考えているのですか。

○（建設）建設事業室主幹

仮にこの計画が策定された後でございますけれども、計画を見直ししながら進んでいきたいと考えておりますので、いわゆるPDCAサイクルにおいて見直しが必要であれば見直しを行っていく考え方でございます。

○小貫委員

◎小樽市地域公共交通網形成計画について

小樽市地域公共交通網形成計画ですが、以前も私が言ったのですが、この計画をつくるきっかけとなった、バスが中心の計画になっているのです。バス以外にも、特にJR北海道も含めてですけれども、ほかの交通事業者との連携をどのように図っていくのか、考えを聞かせてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

この計画を推進していくに当たっては、小樽市地域公共交通活性化協議会と協議の上、進めていくこととなりますが、この協議会には、鉄道事業者やタクシー協会、こういった他業種の方々が参加しており、それぞれの意見を伺いながら進めていくこととなります。

また、計画の施策の中には、地域公共交通網における利便性の強化ということで、鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善についても記載されております。こうした施策の検討にあつては、両業者と密に連携を図る必要がありますので、こうした機会の設定を小樽市の事務局として行っていくこととなります。

○小貫委員

協議会をつくっていきということだったので、計画をつくる時に、例えばJR北海道はどういう方が入っていたのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

現在、地域公共交通活性化協議会のJR北海道のメンバーにつきましては、小樽駅長がメンバーとなっております。

○小貫委員

駅長は駅長で大変な任務なのですが、仮にJR北海道本社との関係でいくと、運行ダイヤの話になると駅長に任せてしまってよろしいのかどうか。もう少し本社の方にも参加してもらったほうがいいのではないかと思うのですが、これはいかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

協議会の要綱では、必要に応じて委員以外の方も招集することができることになっております。現在も新しいメ

ンバーで再度募集をかけようと思っているのですが、その中には本社の方も入っていただく構想になっております。

○小貫委員

もうこれから決めようとしている中で、あまり大胆な変更もできないのですけれども、もっとバス事業者以外も、ほかの交通事業者の果たしている役割、施策、これを次回、もし計画を変更するときにあったら補強したほうがいいのではないかとと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

現在の計画は、おっしゃるとおり路線バスの赤字改善が喫緊の課題でしたので、現時点で計画をつくりますと、どうしてもこのようにバス中心の計画となってしまいます。しかし、計画でその時々状況に応じてつくってまいりますので、他の交通事業者も計画の中で今後、大きくかかわってくるようになってくる可能性はございます。今後も、その時点での大きな課題に対しての計画をつくっていく形になります。

○小貫委員

計画の期間や改定時期は、何か定めがあるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

計画の期間につきましては、令和元年から令和7年、令和7年が新幹線の在来線の扱いがほぼ明確になるのではないかとということで、令和7年までが計画期間となっております。

○小貫委員

そのあたりで計画を変えていくことで理解いたします。

それで、基本方針に基づく施策が幾つか示されているのですけれども、この施策に対しての国の補助メニューがどういうものがあるのかお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

公共交通に関する国の補助事業、大きなものでは地域公共交通確保維持改善事業費補助金がございます。この中でさまざまなメニューが定められているのですが、これを本市の計画に当てはめていきますと、まず、施策の「1 地域公共交通網における利便性の強化」、この中では例えばバスロケーションシステムの設置を掲げているのですが、バスロケーションシステムの設置になりますと補助メニューの地域公共交通バリア解消促進等事業を活用することになります。

また、施策の「2 持続可能な交通体系の構築」、ここの部分では公的補助で市の補助、バス補助について少し述べているのですが、これについては国のメニューでは地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金がございまして、これと協調して小樽市が補助していくという形がございます。

また、施策の「3 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり」、また施策の「4 地域公共交通の利用促進策の展開」、こちらにつきましては啓発活動や利用促進事業、ソフト面での主な事業を行うこととなりますが、こうしたソフト事業に関しましては、地域公共交通調査事業というメニューを活用していくこととなります。

○小貫委員

例えば、南小樽駅の整備のとき、観光メニューを使った部分もあったかと思うのですけれども、そういった国土交通省以外のメニューでも、この中には、ほかに当てはまるものはないのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

よそのまちでは、例えば地域創生の交付金などを使ったりしているケースはございます。ただ、シンプルに使えるのはこの補助金で、ほかの補助金についてはまた今後研究していくことになると思います。

○小貫委員

本会議の中で自民党の須貝議員に小樽築港駅前のバス停について答弁していて、そこで小樽市地域公共交通網形

成計画の話が出ていましたけれども、須貝議員への答弁と、第1回定例会で私が同じような質問しているのですが、答弁の違いはどこなのか、わかるようにお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

お二人への答弁についての違いですけれども、第1回定例会における小貫議員での再々答弁では最終的にバス停の設置については検討させていただきたいと答弁しております。

また、今定例会で須貝議員への答弁としては、バス停設置について検討してまいりたいということで似たようなニュアンスになっているのですが、違いということになりますと須貝議員については、小樽市地域公共交通網形成計画における位置づけについても言及しております。また、須貝議員の場合については、新たなバス停の設置場所について検討してまいりますと述べております。

○小貫委員

1点、今のお答えで気になったのが、小樽市地域公共交通網形成計画の話を持ち出しているということですが、既に3月の時点ではある一定程度でき上がっていたわけで、なぜ答弁に違いが出てきたのが不思議なのです。

もう1点、須貝議員には新たなバス停の設置を答弁したのだと、この意味合いをもう少し詳しくお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

まず、なぜ須貝議員への答弁には計画についても言及しているのかですけれども、確かに第1回定例会時でも素案ができており、建設常任委員会で御説明もしていたのですが、当時はあくまで素案でございましたので、これをもって根拠に進めていくには少し時期尚早ではないかと考えております。

二つ目です。新たなバス停の設置場所につきましては、須貝議員の質問にありました市営若竹住宅1号棟、2号棟前の設置については難しいと考えており、全く別の場所であらゆる可能性を考えた上で新しい場所を検討していきたいといった意味でこの言葉をつけ加えております。

○小貫委員

バス停の設置場所については、交差点との関係、もしくは横断歩道との関係で規制があると思うのですが、そこから大体何メートルぐらい離さなければいけない規制だったのかお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

バス停につきましては、北海道警察で定めている基準により、交差点から前後15メートル離しなさいと基準がございます。

○小貫委員

市営若竹住宅1号棟に横づけするとしたら、安全性確保のためにその基準を守らなければいけないということですが。

私が第1回定例会で提案していたのは、駅前の南口広場と言えいいのか、正式名称がわからないのですが、あそこへの乗り入れを提案していたのです。札幌側から来て、歩道橋の下を逆走する形で乗り入れをすると、そのために道路を拡幅して、バスが入れるようにすることを提案してきたわけですが、そのことに対しての課題を改めて説明してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

築港駅の駅前広場へのバスの乗り入れについての課題ですが、国道から広場に入るに当たっての右折に係る信号の設置です。それから、広場自体が全くバスを乗り入れるような構造になっておりません。曲線半径といいまして、カーブがバスの曲がり切れるような構造にはなっていないのです。そういったことに関しまして、大規模に広場を改修しなければいけないから現実的ではないのではないか、難しいのではないのではないかという見解になってお

ります。

○小貫委員

右折については市営若竹住宅1号棟の目の前の信号で、対向車は赤でとまりますから、右折レーンさえ国が付けてくれれば可能かという気はしているのですけれども。

改修しなければならないと、逆に言えば、改修すれば乗り入れは可能な面積はあると押させていいのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

こちらにつきましては、全く機能の違うものをつくることになり、完全に再設計のような形になると思われまので、今できるかどうかについては言及することはできません。

○小貫委員

面積との関係でもわからないということなのですけれども、仮にあのような駅前広場にバスを乗り入れるとなった場合に、地域公共交通網形成計画では鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善が施策で掲げられているのですが、これとの関係で整備、要は補助が出るという可能性はないのか、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

計画に盛り込むことによる補助はございません。ただ、果たしてこの整備がさまざまな国の国庫補助の中で当てはまるものがあるのかは、研究していかなければわかりません。

おっしゃるとおり鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善は計画で書かれておりますので、これに応じる形では新しい設置場所の検討は今後も進めていくこととなります。

○小貫委員

新しい設置場所が、須貝議員への答弁と一緒に、市営若竹住宅1号棟の前ではない可能性が大だと、ましてや小樽築港駅の広場に乗り入れる可能性でもないとの答弁なのですけれども。

もし補助があるのだとしたら、その金目の話というのも変わってくるわけですから、調べていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

これは公共交通の補助メニューではないのではないかと、全く違う道路系の補助メニュー等で探していないといけないのかと考えます。こちらについては研究させていただきたいと思います。

○小貫委員

◎新幹線建設工事に伴う発生土の受入候補地について

新幹線の話ですけれども、資料について説明いただきました。ところが受け入れの経過の部分に年月が入っていませんので、そこをお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

年月が入っていないのですが、少し不確定要素といいますか、住民説明等で期間が明確にできない部分がございますので、御質問あったように、明確に何年何月が記載できなかったところがございます。

（発言する者あり）

今申したように、正確に何年何月ということが少し書けないと、お答えできないところでございますけれども、あえてどうなのだというのであれば、うまくいった場合でいけば、ここに書いています事前調査で1年ぐらいという部分もございますので、うまくいくという前提があるのであれば、最短で令和2年度の降雪前ぐらいには準備工が完了する見込みでいますけれども、実際に雪の時期が迫ってくるのであれば受け入れをスタートできるかどうかという部分もございますので、もしそのようなことがあれば令和3年の春になってしまうかもしれないですが、そういった期間的なイメージに、うまくいけばなるかもしれないところでございます。

○小貫委員

ここの運ばれる要対策土と無対策土の割合はわかっているのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

今回の候補地でありますけれども、一応、要対策土を前提に受け入れを可能とすることで住民説明に進む想定でございますが、受け入れ開始の時期という部分、それとその時期に発生する掘削土砂の種類によりまして搬入される要対策土、無対策土の割合が少し変わってくると思われまして、現時点では何割ということは少しわからないところがございます。

○小貫委員

何割かはわからないけれども、どのように処理するかはわかっているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

候補地ですけれども、事前の現地調査によりまして、その後の候補地を確定してくるのですが、そういった候補地の検討を実施していく中で実際にここでの受入候補地が確定していくところでございますので、今この候補地で受け入れるというのがまだ確定はしていないところでございます。

○小貫委員

既に受け入れているところでは、どのように処理しているのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

既に受け入れている部分でございますけれども、あちらについては一般的に6種類ぐらいあるそうなのですが、そのうちの吸着層を事前に、下のほうに敷設しまして、それによりまして地下に浸透するのを防止する対策の工法による処理方法ですとか、重金属の溶出を低減させるというような材料を混入させて、要対策土自体の不溶化対策をやって受け入れていくという対策、そこの二つを今決まっているところについては考えているところでございます。

○小貫委員

二つということは、吸着層と言われているものが全部に処置されているわけではないのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

吸着層については全部のところ敷設されていまして、不溶化対策については濃度が少し高目のものがもし入ってくるのであれば、それについてはこういった不溶化の対策をした上で同じところに置いていくような処置でございます。

○小貫委員

低減化するということは、完全に無害化ではないということなのですか、これは既に不溶化はしているのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

不溶化につきましては、出るときに不溶化をしなければならぬと想定されている距離の場所に到達しましたら実際に出た土を仮置きして、そこでそのもの自体を検査していくのですが、今のところ濃度が濃いものが発生していないという形の中で、不溶化対策の処理をされて置いている土は、まだ発生していないところでございます。

○小貫委員

掘削土の重金属の調査について、後志トンネルの塩谷工区の施行前調査で全て実施したのかどうかお示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

施工前調査ですけれども、塩谷工区ですが、全線をくまなく縦にボーリングしたためやってはございません。

○小貫委員

それは、何でやっていないのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

これにつきましては、実際に現地は、トンネルですから山岳の中で、実質入れる場所、入れない場所があるのですけれども、実際には施工中の調査を随時やりながら進めていくところがございますので、どうしてもできなかった部分についてはそういうことで施工中、随時調査していくことによって対策をしていくことで聞いております。

○小貫委員

掘って見たら物すごい重金属の濃度が高いことが十分あり得るとの認識でよろしいですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

全くゼロではないですけれども、一応ボーリングを全てしなくても、過去の資料の中で一定の地質の状況がわかっているのです、そういった中でおおむねのあたりはつけているとは思いますが、絶対出てこないのかということ、そうではないと思っております。

○小貫委員

重金属、基準値超過が塩谷工区の場所で明らかになっている場所はあるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

塩谷工区につきましては、本当のトンネルの本坑の区間と、斜坑、斜めから掘っていく区間があるのですけれども、その斜坑の区間におきまして基準超過が認められている箇所があるのは承知しております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎平成31年度既存借上住宅に係る事業者募集について

既存借上住宅制度について、目標に届いていない現状があって、募集期間を延長していますが、現段階での感触、応募は見込めるかどうかについては、どのように考えておられますでしょうか。

○（建設）大門主幹

今年度、当初の予定では令和元年6月3日までの最初の募集期限だったところですが、残念ながら事業者の応募がゼロ件だったために、7月1日月曜日まで延長したところでございます。

現況での見込みですけれども、なかなか厳しい状況と感じているところでございます。

○千葉委員

なかなか本当に厳しいなと思っております。

新年度は新たに見直しをした項目もありましたけれども、平成31年度に借り上げる住宅の条件等で今後、再度、既存借上住宅制度を考えていくとすれば、この中で変更も可能な項目等はあるのでしょうか。

○（建設）大門主幹

変更が可能な項目としまして、耐用年数の関係がありますので、木造住宅をことし緩和したところでございますけれども、木造住宅の築後年数の緩和はなかなか難しいかと思うところなのですが、ほかに要望のあるところに関しまして、例えば今町なかに限られておりますエリア、これの見直し、あるいは最小借上戸数も3戸と緩和したのですけれども、これについても見直しの検討はしてみる必要があると感じているところでございます。

○千葉委員

エリアは、ぜひ検討していただきたいと思うのです。戸数も3戸を1戸等に変更できるのでしょうか。

○（建設）大門主幹

現在の3戸が全国的に既存借上住宅を実施しているところの応募要件を見ますと、なかなか3戸よりも減らしているところはないのですが、国庫補助を受ける要件としましては、必ず何戸以上でなければなりませんとの規制はないので、そうした意味からは確かに現在の3戸を2戸に見直すことは、検討はできるかとは思いますが。

○千葉委員

令和元年7月1日で今回の延長した応募の日にちが切れるわけですが、さらにゼロであったら、さらに延長するお考えはあるのかどうかと、延長しないとすればその理由についてもお聞かせ願います。

○（建設）大門主幹

現在の延長した期限、令和元年7月1日で再延長という話になるかと思うのですが、これは家賃に対しまし国庫補助金をもらっております。その基準が10月1日現在に入居しているその人数に応じて補助金が交付されるようになっておまして、そうしますとスケジュール的なところを考えると、7月1日の期限でやっていますが、7月1日までに事業者の応募があって、その書類の審査や選考委員会があるのですが、その中で事業者の審査をして、事業者がオーケーになりましたら今度、入居者の募集を8月にかけてのことになるかと思えます。8月に入居者を募集いたしまして、入居していただけるのが9月中に何とか入居して、それで10月1日現在の入居で補助金の人数にカウントされると思えますので、現在の延長した7月1日を再延長かけるのは、なかなか難しいかと考えております。

○千葉委員

今回の令和元年7月1日での締め切りが最後だと理解をさせていただきました。

我が党の高橋克幸議員の質問の中でも、今後、新たなことを考えていかなければいけないと答弁があったかと思いますが、それに関連して、新築借上住宅制度の導入です。これは建設常任委員会で視察に行った登米市では、20年のスパンを考えると非常にメリットがあるとの視察の内容でありました。これは、もう少し研究を重ねてほしいと思えますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（建設）大門主幹

今の既存借上住宅制度は3年計画の、今年度が最後で、また新たなものを考えなければならない状態になるわけなのですが、そうした中で、既存借上住宅制度の見直し、エリア等の話もありますが、これはあくまでも既存借上住宅制度を実施するのが目的ではなくて、子育て世帯向けの住宅を確保するのが目的でございますから、そうした中では既存借上住宅制度の見直しとあわせて、新築借上住宅制度の研究、さらに市での直接供給、つまり市で新築や建替え時に子育て世帯向けの住宅の枠を設けるという供給方法もあり得ると思えますので、そういうさまざまな方法をあわせて検討していきたいと考えております。

○千葉委員

それでは、既存の借上住宅制度も、新築に関しても考えていくと。

市営住宅の新築更新等行われている中で、子育て世帯の枠は一定程度持っていたいただいているのですが、以前、平成27年に質問させていただいたときに、既存住宅借上制度の導入を進める理由としては、まとまった建設用地の確保が難しい町なかにおいて、主に子育て世帯を対象としてより低廉な家賃で居住できるよう既存借上住宅を導入すると答弁していたのですが、それから4、5年たちまして、このまとまった建設用地の確保は現在も難しいと考えるのでしょうか。

○（建設）大門主幹

なかなか確かに町なかでのまとまった用地に関しては、状況としては現在も難しいと考えております。

○千葉委員

所管ではないので答弁できないと思うのですが、色内小学校の跡地は、本当に以前から議論があって、道

営住宅の話も一応継続しているとのことで地域の方には御説明していることもありますが、今子育て世代の方々の供給と需要はどういうニーズがあるかも検討していかなければならないと思いますが、この跡地の利用についても俎上にのせて検討する余地もあるのかと考えますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。お答えができればお答え願います。

○（建設）建築住宅課長

色内小学校跡地ですけれども、北海道へ以前平成25年から26年にかけて道営住宅を建てていただきたいと、こちらで正式な要望書一步手前の要望をしているという経緯があります。ただいまそれは建設には至っておらず、小樽駅前第1ビルの周辺地区の再開発事業が計画されていく中でありますので、その第1ビル内にある、市営稲穂改良住宅の入居者をどこに移転するかという問題がありますので、その候補地の一つとして色内小学校跡地を検討していきたいと思います。

○建設部長

具体的な話が出たのですけれども、あくまでも検討段階でございまして、あらゆる可能性について検討していると御理解をいただきたいと思っておりますので、決して決定ではないと御認識をいただきたいと思います。

○千葉委員

そういう議論、俎上にのせるかもしれないというような押さえでいきたいと思いますが。

やはり以前から、子育て世代の低廉な住宅を供給する以外には人口対策、何としても若い世代の方々に居住をしていただきたいと、そういう要素が非常に大きくなっております。

そこで1点確認をしたいのですが、私が議員になる前に、若年者定住促進家賃補助を建設部でも行っていたと思うのですが、これについて制度内容、募集停止の理由について説明をお願いしたいと思います。

○（建設）大門主幹

今質問のありました補助制度なのですけれども、名称としまして小樽市若年者定住促進家賃補助制度という制度でございまして、平成14年度から4年間、17年度まで実施していたものでございます。

目的は人口対策としまして制度内容は新婚世帯に毎月2万円の家賃補助を3年間、36カ月間家賃補助をするという制度でございました。この制度を実際に利用した世帯が4年間で97世帯ございました。ただ、97世帯に利用者アンケートを当時、市で実施しまして、このうち小樽市に転入するためとして79世帯ほど利用していたのですけれども、ただ、それは小樽市に定住するつもりでこの補助を受けたというよりも、たまたま転勤で、転勤地が小樽市だったので小樽市に転勤してみたら、こういう制度があるので利用してみようということで利用した方がほとんどだったようで、小樽市に移住まで至った方は12%しかなかったという状況でございまして、この制度自体がそういう面から、費用対効果を考えたらあまり効果がなかったと判断されまして、18年度に休止したところでございます。

○千葉委員

そのころは、なかなか効果が認められなかったということ。

条件にもよるかと思っております。もともと小樽市に住んでいて、今行っている既存借上住宅に外れてしまったとか、市営住宅などにもその枠に申し込んでいるけれどもなかなか当たらないなど、逆に言うと、またその地域が好きで住んでいるので、家賃補助をしてもらえたらなというニーズがいろいろあると考えておまして、以前の14年度に始まった小樽市若年者定住促進家賃補助制度とまた違った形で考えていくことも一つではないかと、人口対策につなげていくためには、そういうことにもつながっていくのではないかと思いますけれども、その辺についてはお答えできますでしょうか。

○（建設）大門主幹

平成18年度から休止しているわけですから、確かにことしで13年目になるのですか、13年間とまっているというところで、その中でいろいろ状況なども変わっているのではないかとということかと思っております。

まさにそういうことも確かにあるかと思しますので、この制度につきましては、小樽市では現在実施していない状況ではありますが、例えば他市には今このような制度を実施しているところがあるのかなど、そのあたりは、少し調査、研究をしてみたいと考えております。

○千葉委員

◎雪対策基本計画の策定について

報告の中で除雪に関連して何点か、少し確認させていただきたいので質問いたします。

雪対策基本計画策定についてです。

策定の進め方で、懇話会や分科会についての人数と、分科会に関しては地域住民の代表で5回開催が予定されているということなのですが、これは毎回テーマなどを決めて実施していくのか、その辺についてお聞かせ願えればと思います。

○（建設）建設事業室主幹

まず懇話会、分科会を組織してこの計画を策定していく考えでございますけれども、懇話会については、人数はオブザーバーとして国、北海道の道路管理者の方も参加していただいて、小樽市役所から副市長がこの懇話会に参加いたしますけれども、総勢15名で組織してございます。

次に、分科会でございますが、地域の住民の代表ということで連合町会の区域の中から町会長に参加していただくことを考えております。地域としては20地区ございますので、住民の代表の方20名と市の職員が2名参加して22名で分科会を組織してございます。

分科会については、ある程度テーマを絞りながら進みたいと考えてございます。議論の道筋からはずれないように進めたいと考えてございます。

○千葉委員

いろいろな懇談会や審議会を聞いても、やはり自分の地域の苦情や意見という具体的なことに話が走り出すようなこともありますので、その辺、軌道修正しながらしっかりと計画の策定に生かしていただきたいと思っています。

◎今年度の除排雪計画策定に係る検討事項について

銭函の雪堆積場についても報告がありました。

この件について質問をさせていただきたいのですが、現在、四つの案が出ていますけれども、この四つ検討されている地域は全て見込みがあると考えられる4カ所なのかどうか、それについてはいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

見込みについてはあるということで、今後、交渉を進めていきたいと思っております。

○千葉委員

四つの案について、それぞれ最大受け入れ可能量についてわかるように説明お願いしたいと思います。

○（建設）維持課長

検討箇所の最大受け入れ量につきましては、利用できる範囲や雪の入れ方によるのですが、「（1）銭函3丁目国有地」、それから「（3）銭函4丁目市有地」につきましては、最大で15万立方メートルぐらい入るのかということで推定しております。

「（4）銭函（桂岡）浄水場」につきましては、現行のやり方で今まで過去に最大6万立方メートルぐらい入っていると想定しております。

「（2）札幌市雪堆積場」につきましては、具体的な協議は札幌市とこれからですので、具体的な想定は難しい状況になっています。

○千葉委員

この報告の資料にもございますけれども、銭函地域の受け入れ想定量が大雪時に20万立方メートルということ

で、銭函3丁目民間所有地の最大受け入れ可能量は10万1,000立方メートルということで、最大そこまで雪堆積場がいっぱいになったというデータもたしか平成30年に出ていたかと思うのですけれども、そうすると受け入れ可能量がいろいろ答弁もありましたが、1カ所ではなくて、複数の地域、四つ出ている中で例えば二つや三つなど、そういう複数年地域も考えられているのかどうか、それについてはいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

現行の銭函地区の雪堆積場の使い方としましては、銭函（桂岡）浄水場に道路管理者の雪を入れさせているという状況がありますので、最大で20万立方メートルと仮定した場合には、大体14万立方メートルぐらいを受け入れる場所が必要だと、そうすると広いところでは確かに入るのですけれども、狭いところだと2カ所ということも考えられるかと思っております。

○千葉委員

市民も業者もこの件に対しては雪が降る前にしっかりと決まることが非常に大切だと思いますので、積極的に御尽力をいただきたいと思っております。

◎株式会社アール・アイ貸付金の未済について

次に、株式会社アール・アイについて何点か質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、冒頭で御説明がありましたけれども、返してもらわなければいけない8,400万円が未済だということで、この株式会社アール・アイの収入源については現在どのようになっているのか、この件についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

今の収入状況でございますけれども、ことしの2月に、大手のスーパーが撤退いたしまして、現在テナントの入居状況等が建物の1階になります。地下1階がもともとスーパーがあった場所で、1階に今、大手の書籍とDVDのレンタル等の店舗ございますけれども、そこのテナント収入が主な収入源になってございます。

○千葉委員

一時報道でテナントが入るようなお話があり、非常に私自身もよかったなと思っておりましたけれども、現在のテナント誘致については状況どのようになっているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

現在のテナントの誘致の状況でございますけれども、前回の第1回定例会のときに、たしか物販系で3店、それから飲食で1店ということで答弁をさせていただいたと思っております。

その後のテナントの誘致状況ですけれども、若干動きといいますか、店舗の交渉状況変わっておりまして、現在物販系が2店、それからサービス提供というのでしょうか、具体的にはまだ交渉中ですので避けさせていただきましても、サービス提供系の事業者と今、交渉を行っているということで聞いてございます。

○千葉委員

ということは、今年度中にはテナントの誘致が完結をして、未済の分は一定程度回収できると考えていいのかどうか、その辺についていかがですか。

○（建設）庶務課長

株式会社アール・アイでは、一日も早くテナントを決めたいということでは交渉を進めておりますけれども、何分新しい店舗が入ることであれば当然中の改装やいろいろな手続等も出てまいりますので、時期的にいつ、そういったものが決まるかは報告を受けておりませんが、一日も早く決まるように進めていくということでお話は聞いてございます。

○千葉委員

これは、返済がなければ貸し付けも再度できないということで、現在も会社としては非常に運営的なところでは窮しているのかと思っておりますけれども、市としては返済を待つ期限はあるのかどうか、法的な制約はないのかどうか、

その辺についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

今ちょうどテナントの誘致に向けて株式会社アール・アイが交渉しているという、少しデリケートな時期でもございますので、具体的にいつまでということで株式会社アール・アイに話を進めているわけではございません。要は、市の貸し付け以外にも、現在の住宅金融支援機構の融資もございますので、そういった部分との兼ね合いを含めて、今後、協議は引き続き重ねてまいりたいと考えてございます。

○千葉委員

住宅金融支援機構は協調融資ということで市としても勝手にきつと動けないのだろうし、住宅金融支援機構としてもいろいろ考えていらっしゃるのかなかと思えますけれども、現在はお互いでそういう協議はなさっているのか、その辺についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

小樽市と住宅金融支援機構との打ち合わせということでよろしかったでしょうか。それぞれ貸し主という立場でございますので、基本的に情報共有は図らせていただいています。ただ、次の動きといたしますか、そういった部分についてはまだ具体的にどうする、こうするということまでは、話はできている状況にございません。

○千葉委員

融資期間ということもあると思うのですけれども、いつまでなのか。返済が毎年度 8,400 万円と先ほど報告がありました。これ自体が少し厳しいとなれば返済額の変更、減額、期間の延長等が考えられるのか、その辺についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

平成 30 年度に貸し付けを行いました 8,400 万円についてどういうふうに御返済をいただくかを株式会社アール・アイで進めていくのが第一かと思っております。その後、今、テナントの誘致のお話を進めている中でそこの兼ね合いを含めてどのようにお返しいただくのか、もし全額お返しいただけるのであれば、また次の融資に向けての話し合いも出てくるかと思っておりますので、それについては今後の動きを見て、調整を株式会社アール・アイとさせていただきたいと思っております。

○千葉委員

タイミング等もあると思いますし、あの場所での営業の継続はしっかり市としても行っていただきたいという思いで臨んでいただきたいと思います。

定期的にいろいろな聞き取りや状況等、御報告をいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 49 分

再開 午後 5 時 06 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案第 8 号ないし議案第 10 号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、所管事務の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務の調査については、まちづくり基盤整備に関する調査についてとし、閉会中も継続して審査することといたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。